



第3期 菊陽町 男女共同参画計画

令和7年▶▶▶令和11年度

令和7年3月
菊 陽 町

はじめに

菊陽町では、平成 24 (2012) 年 1 月に「菊陽町男女共同参画都市」を宣言し、その中で、「男女がお互いの人権を尊重し、個性と能力が発揮できるまち」「社会のあらゆる分野において、男女が平等に参画できるまち」「家庭・地域・職場で、男女が対等なパートナーとして、ともに幸せを実現できるまち」をつくることを掲げました。



さらに平成 28 (2016) 年 3 月には「菊陽町男女共同参画推進条例」を制定し、性別により差別されないこと、男女が対等な立場で地域の政策や方針の立案に参加する機会が確保されること、男女が妊娠、出産等に関して互いの意思が尊重されること等を理念とし、男女共同参画社会を実現するためのまちづくりを進めているところです。

国の「第 5 次男女共同参画基本計画」では、あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を常において取り組むこととしており、「指導的地位に占める女性の割合を 30%程度にする」「男性の育休取得率を 30%にする」といった、女性の活躍を推進していくための、男性中心型労働慣行の変革や、職場、地域、家庭等のあらゆる分野における施策の充実が進められています。

今回、このような国の動向や社会情勢の変化、住民意識調査などを踏まえ、また、めざすまちの姿を「ともに 輝き 成長しつづけるまち 菊陽」とする第 7 期菊陽町総合計画にそって、「第 3 期菊陽町男女共同参画計画」を策定しました。

本計画では、基本理念を「一人ひとりの違いを認め合い パートナースhipで未来を創るまち きくよう」として、この実現に向けて、まちづくりを進めて参りたいと考えております。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました関係各位、さらには、アンケート調査等にご協力いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

令和 7 (2025) 年 3 月

菊陽町長 吉 本 孝 寿

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 男女共同参画を取り巻く現状と課題	3
1 男女共同参画を取り巻く動向	3
(1) 国際的な動向.....	3
(2) 国内の動向.....	4
(3) 熊本県の動向.....	5
(4) 本町の動向.....	6
2 統計データからみる本町の現状	8
(1) 人口等の状況.....	8
(2) 出生に関する状況.....	10
(3) 就業に関する状況.....	11
3 住民アンケート調査結果からみる現状	13
(1) 住民アンケート調査の概要.....	13
(2) 調査結果.....	14
4 第2期計画の振り返り	24
5 本町における男女共同参画を取り巻く課題のまとめ	26
(1) 男女共同参画意識のさらなる醸成.....	26
(2) 誰もがが社会に参画し、安心して暮らすことができる環境整備.....	26
(3) 性別にかかわらず希望に応じて働くことができる環境整備.....	27
(4) 誰もが安心して暮らせる支援体制の整備.....	27
第3章 計画の基本的な考え方	28
1 計画の基本理念	28
2 計画の基本目標	29
(1) 男女が共に能力を発揮できる社会づくり.....	29
(2) 男女が共に参加できるまちづくり.....	29
(3) 男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり.....	30
(4) 対等なパートナーと認め合い、実践できる社会づくり.....	30
3 計画の体系	31

第4章 施策の展開	32
基本目標1 男女が共に能力を発揮できる社会づくり	32
主要施策1 就労の場における男女共同の推進	32
主要施策2 仕事と家庭の両立支援の取り組みの推進	35
基本目標2 男女が共に参加できるまちづくり	37
主要施策1 行政における男女共同参画の推進	37
主要施策2 地域における男女共同参画の推進	40
主要施策3 生涯にわたる健康保持の推進	42
主要施策4 社会的に弱い立場にある人たちへの支援	44
基本目標3 男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり	47
主要施策1 暴力防止対策の推進	47
主要施策2 被害者支援の体制の充実	51
基本目標4 対等なパートナーと認め合い、実践できる社会づくり	54
主要施策1 男女共同参画社会を目指す啓発活動の推進	54
主要施策2 男女共同参画の視点に立った教育の推進	56
計画を進捗管理する指標	59
第5章 計画の推進体制	61
1 庁内推進体制	61
2 町民・企業・地域団体等との連携、協働	61
3 国・県・近隣自治体等との連携	61
資料編	62
1 男女共同参画社会基本法	63
2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	67
3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	75
4 菊陽町男女共同参画推進条例	82
5 菊陽町男女共同参画審議会名簿	84

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」第2条において、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。また、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、すべての人が幸福を感じられる、包摂的な（インクルーシブな）社会の実現につながると考えられています。

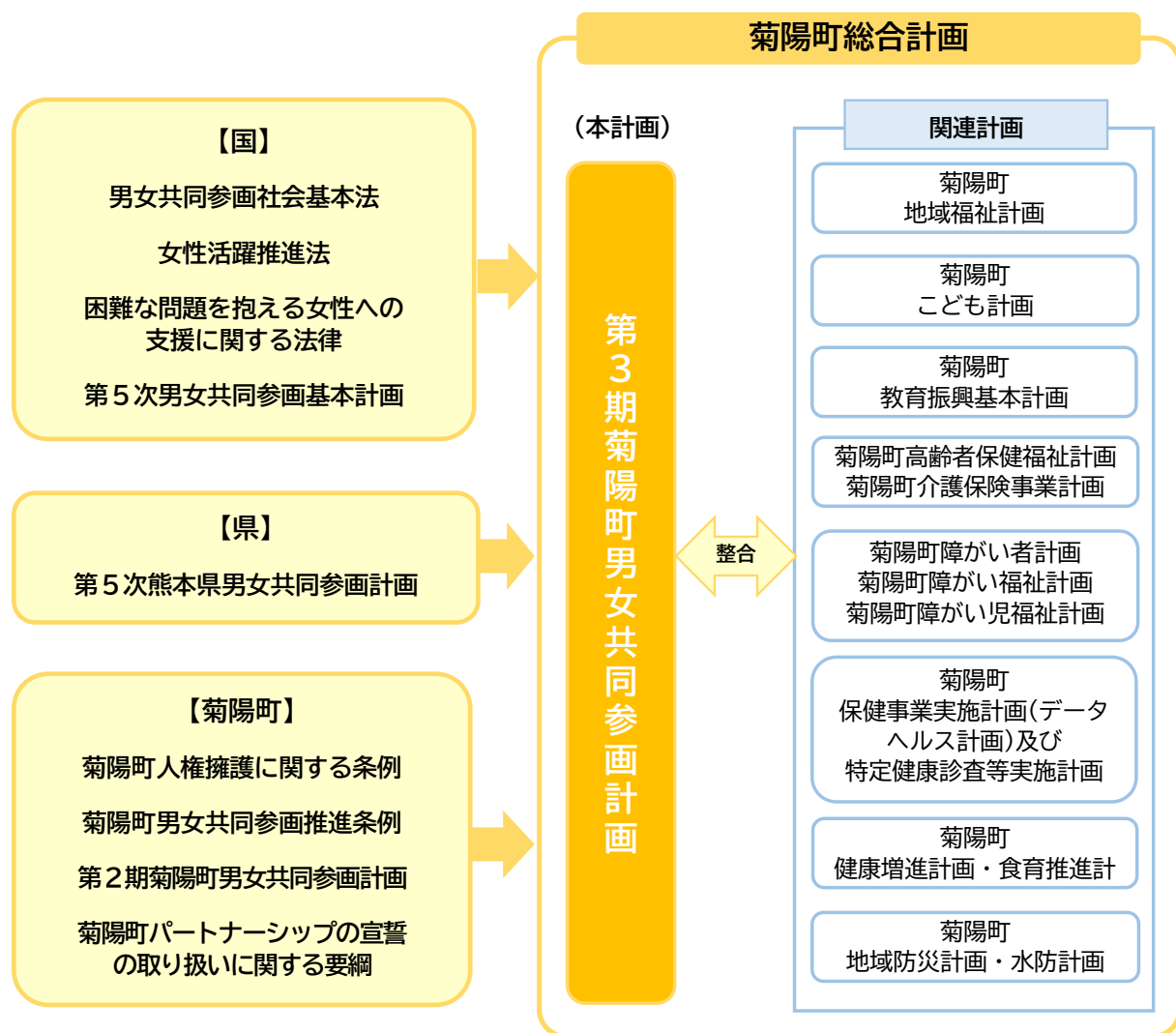
わが国では、男女共同参画社会の実現は 21 世紀の日本の社会にとって最重要課題として位置づけられ、取り組みが進められてきましたが、男女共同参画社会の形成は必ずしも十分に進んでいるとはいえない状況にあります。さらに、DV被害の深刻化、ひとり親世帯や女性の貧困等の問題といった新たな課題が顕在化しました。

しかしその一方で、デジタル技術の進展により、テレワークや時差出勤、二地域居住等「新しい働き方」や「新しい暮らし方」も広がりつつあります。国は、第5次男女共同参画基本計画における成果目標に「テレワーク導入企業の割合」、「テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合」を設定したり、「女性版骨太の方針 2023」においては、女性のデジタル人材の育成のための職業能力の再開発・再教育（リスキリング）を推進すること等を明記しており、デジタル社会の実現と女性の自立、女性活躍を重要なことと位置づけています。

菊陽町（以下「本町」という。）においては、「第2期菊陽町男女共同参画計画」（以下「前回計画」という。）に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。本町では、若い子育て世代や外国人等の人口の流入が続いており、地域社会の様相が急速に変化しています。包摂的な社会の実現のためには、これまで以上に、地域で暮らす人々がその個性や能力を十分に発揮し、自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現が極めて重要な課題となっています。そのため、社会情勢の変化や上記のような社会環境の変化を踏まえ、本町における男女共同参画社会の形成をさらに促進するために、「第3期菊陽町男女共同参画計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけられます。そして、本計画は「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として、また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけられます。
- 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第5次熊本県男女共同参画計画」を踏まえるとともに、「第6期菊陽町総合計画」やその他の関連計画との整合を図り策定されています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

第2章 男女共同参画を取り巻く現状と課題

1 男女共同参画を取り巻く動向

(1) 国際的な動向

昭和 50 (1975) 年に国連が開催した国際婦人年世界会議において、今後 10 年の行動指針を示す「世界行動計画」が採択され、昭和 51 (1976) 年から昭和 60 (1985) 年までの 10 年間で女性の地位向上を目指す「国連婦人の 10 年」と決定しました。

その間、昭和 54 (1979) 年の国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下、「女子差別撤廃条約」という。)が採択され、「女子に対する差別」を定義するとともに、締約国に対し、適当な措置をとることが求められました。

平成 7 (1995) 年の北京での「第 4 回世界女性会議」では、女性の権利の実現とジェンダー平等の推進を目指す「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」には、女性の地位向上のために優先的に取り組むべき 12 の重大問題領域が定められ、各重大問題領域において「女性に対する暴力」「権力及び意思決定における女性」「女性の人権」等の戦略目標及び行動が定められました。

「第 4 回世界女性会議」の 10 年目にあたる平成 17 (2005) 年には、「北京+10」(第 49 回国連婦人の地位委員会)が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」、「女性 2000 年会議成果文書」を再確認し、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言が採択されました。

平成 23 (2011) 年には、国連女性地位向上部 (DAW)、国際婦人調査訓練研究所 (INSTRAW)、国連ジェンダー問題特別顧問事務所 (OSAGI)、国連女性開発基金 (UNIFEM) という既存のジェンダー平等に関連する 4 機関が統合され、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women) が発足しました。同年に国連人権理事会において、個人の性的指向や性同一性を理由とする暴力や差別に対する「由々しき懸念」が表明されるなど、多様な性 (LGBT 等) に関する国際的な取り組みも推進され始めました。

平成 27 (2015) 年に開催された「北京+20」(第 59 回国連婦人の地位委員会)では、「北京宣言」及び「行動綱領」の進捗が遅く、不均衡であることから、具体的な行動をとることが表明されました。また、同年 9 月には、国連持続可能な開発サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標 (SDGs) の 1 つに、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」ことが示されました。さらに、すべての目標とターゲットにおける進展において、ジェンダー平等の実現及びジェンダー視点の主流化が不可欠なものとして位置づけられました。

令和 6 (2024) 年に世界経済フォーラムが発表した世界各国の男女格差を測る指数である「ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)」において、令和 6 年の日本の順位は 146 か国中 118 位となってい

ます。分野別の順位をみると、日本は「教育」「健康」分野においては世界トップクラスであるものの、「政治」「経済」分野における順位が低くなっている状況です。

(2) 国内の動向

わが国では、昭和 50 (1975) 年の国際婦人年を契機に男女平等に関する国内の法律や制度の整備が進められ、昭和 60 (1985) 年に「女子差別撤廃条約」を批准しました。同条約の批准に向けては「男女雇用機会均等法」の制定等、様々な法制度の整備が進められました。

また、学校教育における家庭科は女子のみの履修とされていましたが、平成 5 (1993) 年には中学校で、平成 6 (1994) 年には高等学校で家庭科の男女共修が始まり、教育の面において性別による役割分担意識の見直しが進められました。

平成 11 (1999) 年には、国、地方公共団体をはじめ国民が男女共同参画社会実現への取り組みの一層の推進を図るため、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。これを受け、平成 12 (2000) 年には、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 17 (2005) 年には、「第 2 次男女共同参画基本計画」が策定され、12 の重点分野において平成 22 (2010) 年度末までに実施する具体的施策が示されました。

平成 19 (2007) 年には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、仕事と家庭の両立支援の取り組みといった仕事と生活の調和を実現するための施策が社会全体として推進され始めました。

平成 22 (2010) 年には、「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定され、社会経済情勢の変化等に対応して 15 の重点分野において平成 27 (2015) 年度末までに実施する具体的施策が示されました。

平成 27 (2015) 年には、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、「女性活躍推進法」が成立しました。これにより、国や地方公共団体、労働者 301 人以上の大企業においては、女性活躍に関する状況の把握や「事業主行動計画」の策定・公表等が義務づけられるなど、女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するための取り組みが進められました。

また同年、長時間労働を背景とする男女の仕事と生活を取り巻く状況や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、男女共同参画についての様々な課題を解決していくため、「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。同計画では、男女共同参画をわが国における最重要課題として位置づけるとともに、防災・復興における女性の参画とリーダーシップが不可欠であることが強調されています。

平成 28 (2016) 年には、SDG s 推進本部が設置され、「SDG s 実施指針」が決定されました。同指針では、SDG s の担い手として女性のエンパワーメントを図り、あらゆる分野における女性の活躍を推進していくことが掲げられています。

平成 29（2017）年には、「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」ことが盛り込まれました。

平成 30（2018）年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数をできる限り均等にすることを目指すこと等を基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定めるなど、自主的に取り組むよう努めること等が定められています。

令和 2（2020）年に策定された「第 5 次男女共同参画基本計画」では、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、すべての人が幸福を感じられる、包摂的な社会の実現にもつながるものであり、ポストコロナの「新しい日常」の基盤とすることを目指すとされています。

令和 5（2023）年には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行され、多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性の理解促進に係る施策の基本理念を定めるとともに、国・地方公共団体・団体の役割等が示されました。

令和 6（2024）年には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点が基本理念に明確に規定されるとともに、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じることが国・地方公共団体の責務であることが明記され、関係機関や民間団体と連携・協働して、きめ細やかな支援を行っていくこととされています。

（３）熊本県の動向

熊本県では、平成 6（1994）年に男女共同参画社会の形成を目指すための指針となる、「ハーモニープランくまもと」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組み体制を整えました。平成 13（2001）年には、「熊本県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画に取り組むにあたり、県民がいつも心がけなければならない基本理念等を定めています。

熊本県は、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業者（企業または団体）を熊本県知事が表彰し、その取り組みを周知することで、他の事業者へ波及することを目的とし、平成 14（2002）年度から『熊本県男女共同参画推進事業者表彰』を実施しています。

熊本県は、平成 26（2014）年に県内の経済界をはじめとする関係機関・団体等産学官の多様なメンバーの連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を設置し、女性の活躍をさらに加速化させるための様々な事業を進めています。また、この会議においては、女性の社会参画を加速

化するうえでの課題である「男女の固定的な性別役割分担意識」、「出産・育児に伴う女性の退職」、「役員・管理職への登用の低さ」等に対応し、熊本が変わるため、企業、女性・男性、社会が“変わる”という視点で、各参加団体が連携して取り組む施策・事業等を取りまとめた「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を平成 27（2015）年 2 月に策定しています。

また、令和 3（2021）年には、「第 5 次熊本県男女共同参画計画」を策定し、熊本県男女共同参画推進条例が目指す基本理念を踏まえて、「男女が互いを尊重し支え合う、多様性に富んだ持続可能な社会の実現」を基本目標とし、計画の重点目標として「あらゆる分野における女性の参画拡大」「男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実」「推進体制の整備・強化」の 4 つを掲げています。

（４）本町の動向

本町では、平成 8（1996）年に「菊陽町男女共同参画社会推進懇話会」（以下「推進懇話会」という。）が設置されました。また、平成 14（2002）年には男女共同参画社会づくりを目指す「菊陽町男女共同参画さんさんの会」（以下、「さんさんの会」という。）が発足しました。「推進懇話会」と「さんさんの会」は、共同で「男女共同参画セミナー」を開催するなど、本町の男女共同参画を推進する中心的な役割を果たしてきました。また、「さんさんの会」では、地域リーダー研修や日本女性会議に参加したり、定期的に「研修会」を開催し、積極的に本町の男女共同参画の推進に取り組んでいます。「推進懇話会」は、「菊陽町男女共同参画審議会」へと改組され、男女共同参画に関する問題や課題等を協議し、様々な取り組みに対する内容や方向性の検討を行っています。

本町は、平成 21（2009）年 3 月に「男女がともに歩むまち」を基本理念に、「菊陽町男女共同参画計画」を策定し、平成 24（2012）年 1 月に「菊陽町男女共同参画都市宣言」を行いました。さらに平成 28 年 3 月に制定した「菊陽町男女共同参画推進条例」では、性別により差別されないこと、男女が対等な立場で地域の政策や方針の立案に参加すること、男女が妊娠、出産等に関してお互いの意思を尊重し合うこと等を基本理念としています。

令和 2（2020）年には、基本理念を「一人ひとりの違いを認め合い パートナースhipで未来を創るまち きくよう」とする「第 2 期菊陽町男女共同参画計画」を策定し、「対等のパートナーという意識の醸成」「誰もが社会に参画できる環境整備」「誰もが自立し、能力を発揮できるまち」「あらゆる暴力・ハラスメントの根絶」の 4 つの基本目標の下、施策を展開してきました。

また、令和 5（2023）年 3 月には、「菊陽町パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱」を制定し、パートナーシップ宣誓制度を開始しました。この制度は、一方または、双方が性的マイノリティである二人が人生のパートナーであることを宣誓し、その宣誓をしたということを町が証明する制度です。

また、本町では毎年男女共同参画推進委員を登録したり、意識啓発を目的に標語＆フォトコンテストを開催するなど、男女共同に関する取り組みを展開しており、「さんさんの会」はそれらの

活動実績が認められ県が実施している『熊本県男女共同参画推進事業者表彰』を令和5年度に受賞しました。

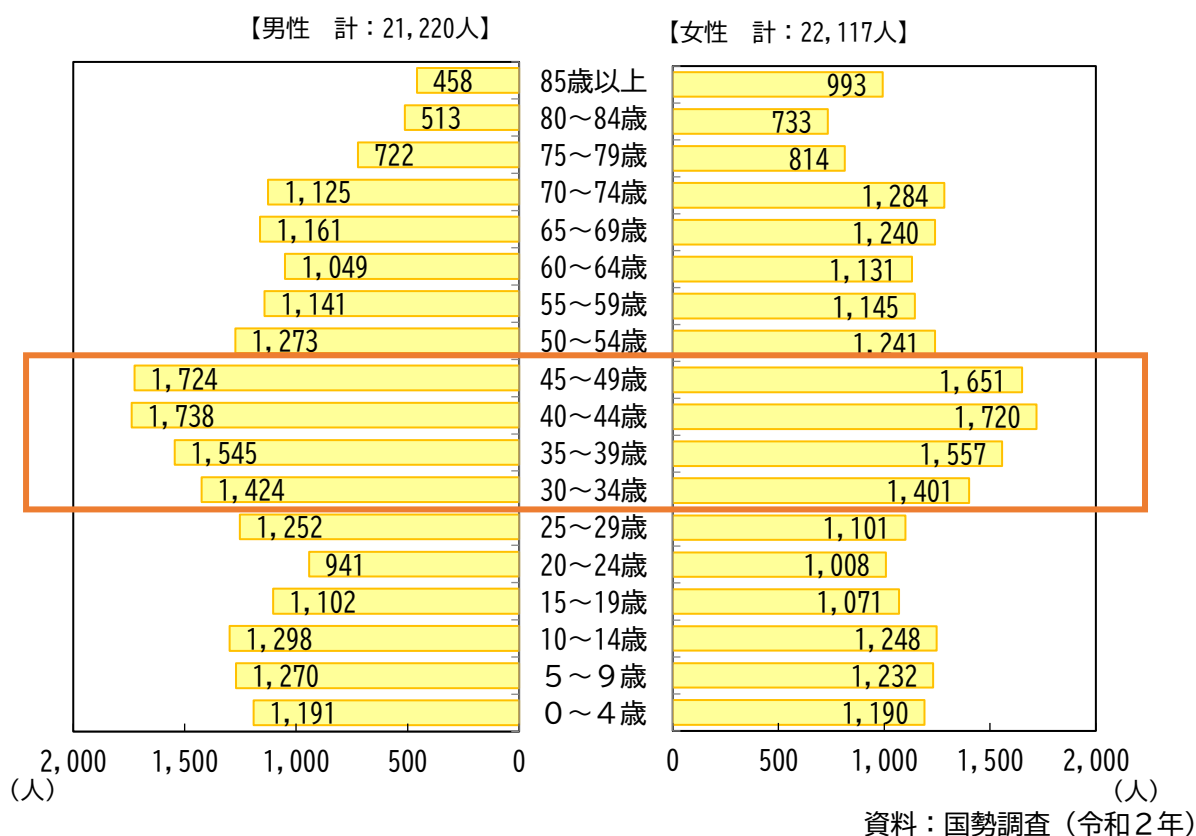
2 統計データからみる本町の現状

(1) 人口等の状況

① 人口構成

本町の人口構成についてみると、30 歳～49 歳の子育て世代の人口が多くなっており、その世代の子どもと考えられる 14 歳以下の人口も多くなっています。また、80 歳を超える高齢者は、特に男性において、比較的少なくなっています。

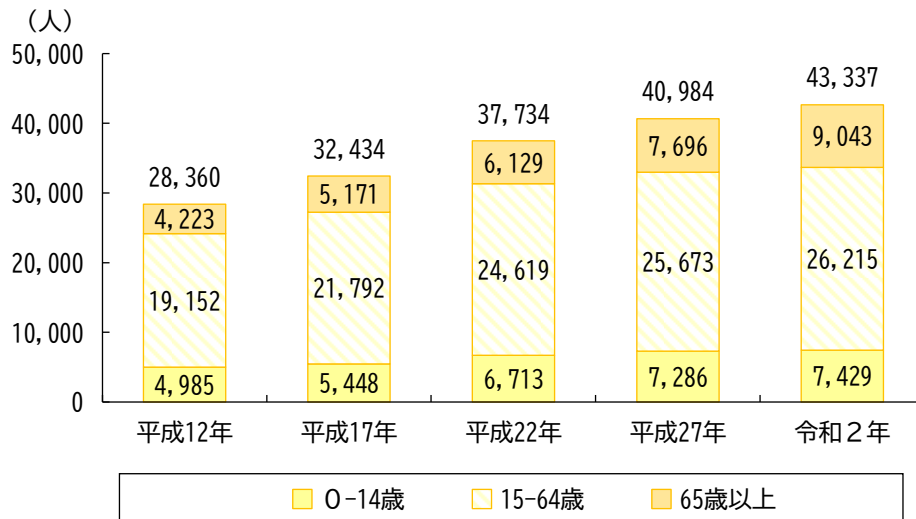
■人口構成（性年齢別人口ピラミッド）



② 人口の推移

本町の年齢3区分別人口の推移についてみると、すべての階級で増加傾向となっています。また、総人口は平成27年から令和2年にかけて、40,984人から43,337人へ5.7%増加しており、これは県内市町村で最も高い合志市の5.8%に次ぐ増加率となっています。

■年齢3区分別人口の推移

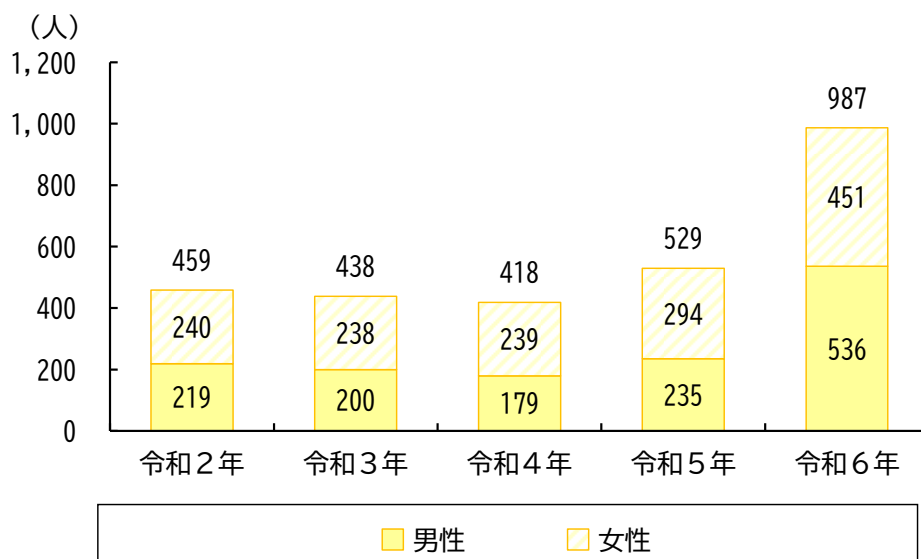


資料：国勢調査
※総数は年齢不詳を含む

③ 外国人人口の推移

本町の外国人人口の推移についてみると、令和5年から令和6年にかけて大きく増加しており、令和6年は987人となっています。

■外国人人口の推移



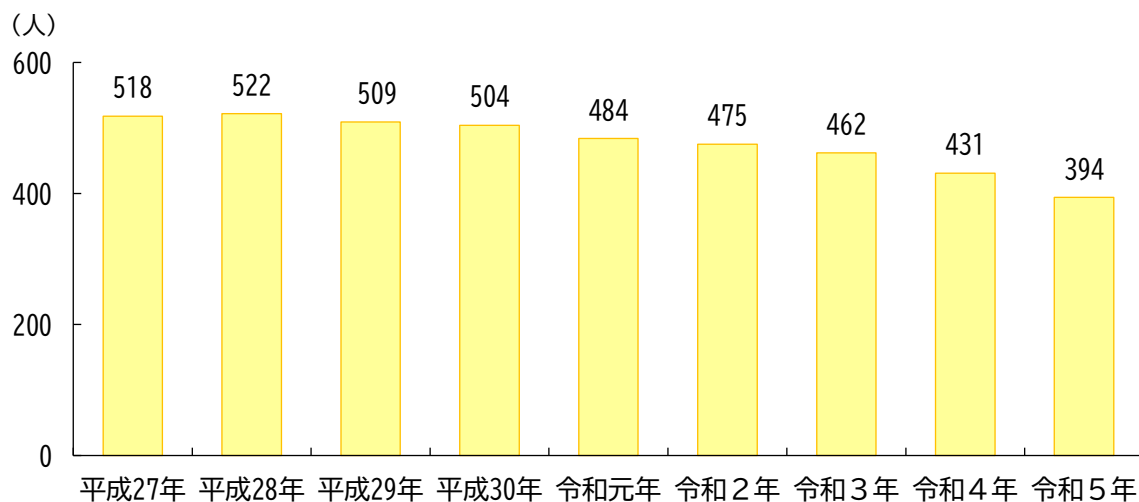
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日現在）

(2) 出生に関する状況

① 出生数

出生数は平成28年をピークに減少が続いており、令和5年では394人と平成28年の4分の3になっています。

■出生数の推移

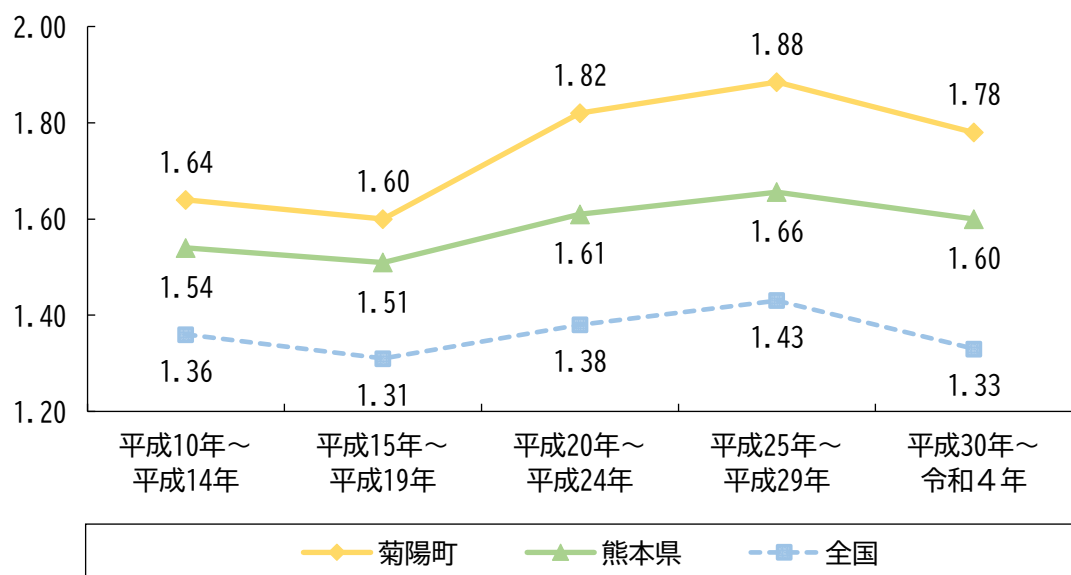


資料：人口動態調査

② 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したものであり、一生の間に産むことができる子どもの数の平均である合計特殊出生率は、一貫して全国や県平均より高くなっています。平成30年～令和4年には、全国の1.33、県の1.60を上回る1.78となっています。

■合計特殊出生率の推移と比較



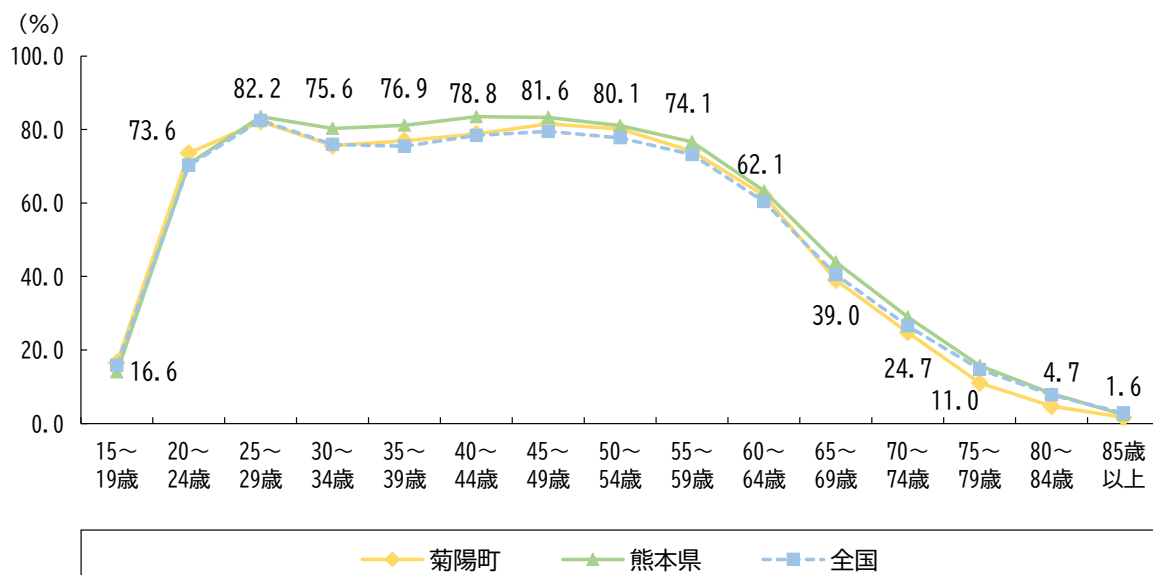
資料：人口動態統計

(3) 就業に関する状況

① 女性の就業率

令和2年の女性の年齢別就業率は、25歳～64歳にかけて全国を上回り、県平均を下回っています。また、30歳～34歳にかけて就業率が低下するM字カーブとなっています。

■女性の年齢別就業率の比較

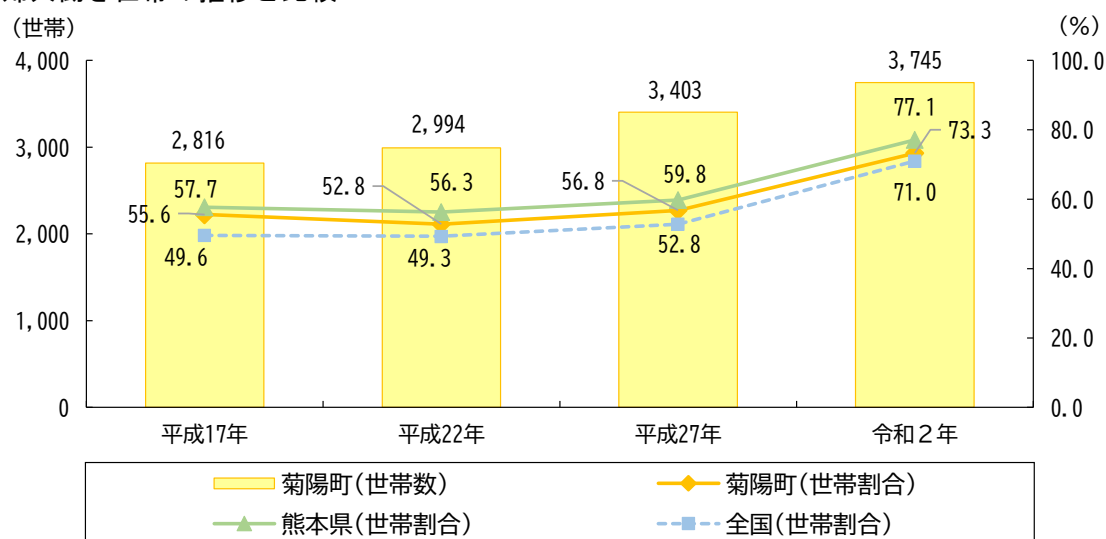


資料：国勢調査（令和2年）

② 夫婦共働き世帯の推移（夫婦及び子どもがいる世帯のみ）

夫婦と子どもで暮らしており、かつ、共働きの世帯は近年増加傾向であり、平成27年から令和2年にかけて342世帯増加しています。また、夫婦と子どもで暮らす全世帯のなかで就労形態が共働きである世帯の割合は、令和2年で73.3%となっています。

■夫婦共働き世帯の推移と比較

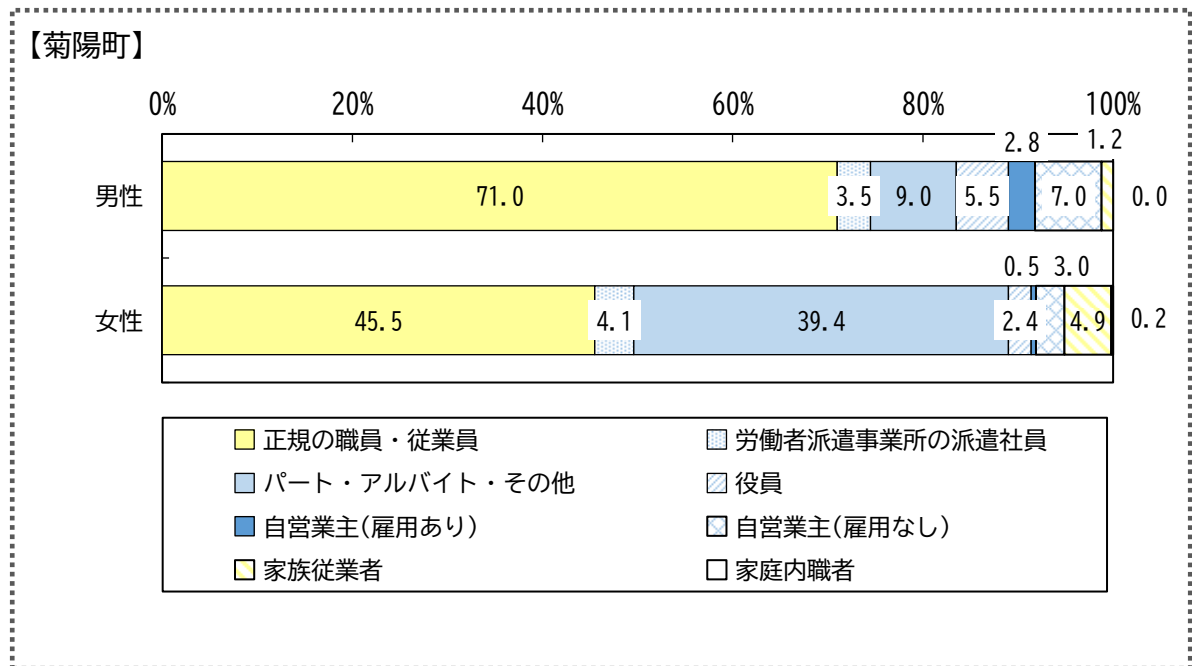


資料：国勢調査

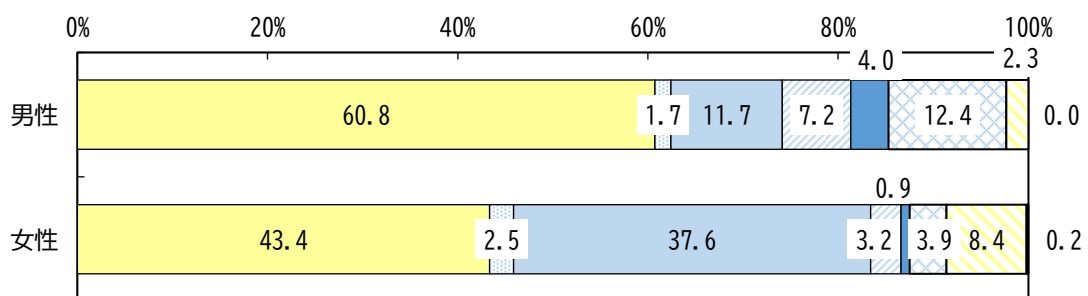
③ 就業形態

男女別就業形態について、男性は全国や県平均より正規の職員・従業員の割合が高くなっています。これは、本町が全国や県平均と比べて高齢化率が低く、生産年齢人口が多いことが影響していると考えられます。また、女性の就業形態の割合は、全国や県平均と比較して大きな違いはありません。

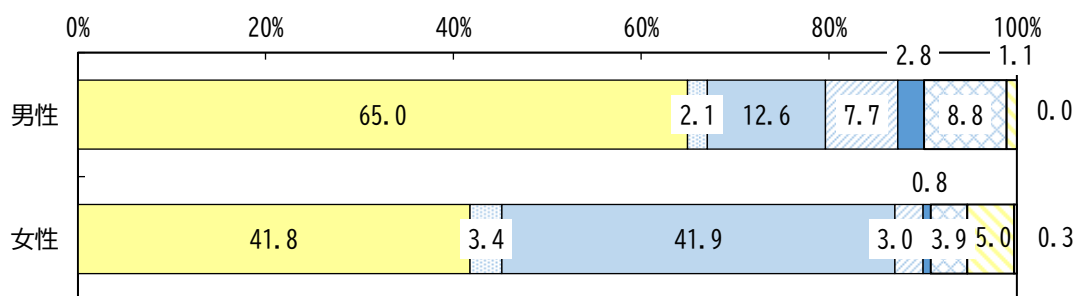
■男女別就業形態と比較



【熊本県】



【全国】



資料：国勢調査（令和2年）

3 住民アンケート調査結果からみる現状

(1) 住民アンケート調査の概要

本計画策定にあたっての基礎資料とするため、住民を対象としたアンケート調査を実施し、男女共同参画に対する考え方や意識等の実態を把握しました。

調査の概要は以下の通りです。

- 調査対象：本町在住の満 18 歳以上の住民
- 抽出方法：無作為抽出
- 調査方法：郵送による配布。郵送と WEB による回収。
- 調査期間：令和 6（2024）年 8 月
- 配布数：2,000 件
- 有効回答数：693 件（有効回収率：34.7%）
- 男女別回答数：男性 300 件（43.3%）、女性 375 件（54.1%）

本アンケートを分析するにあたり、前回調査と比較しました。前回調査の概要は以下の通りです。

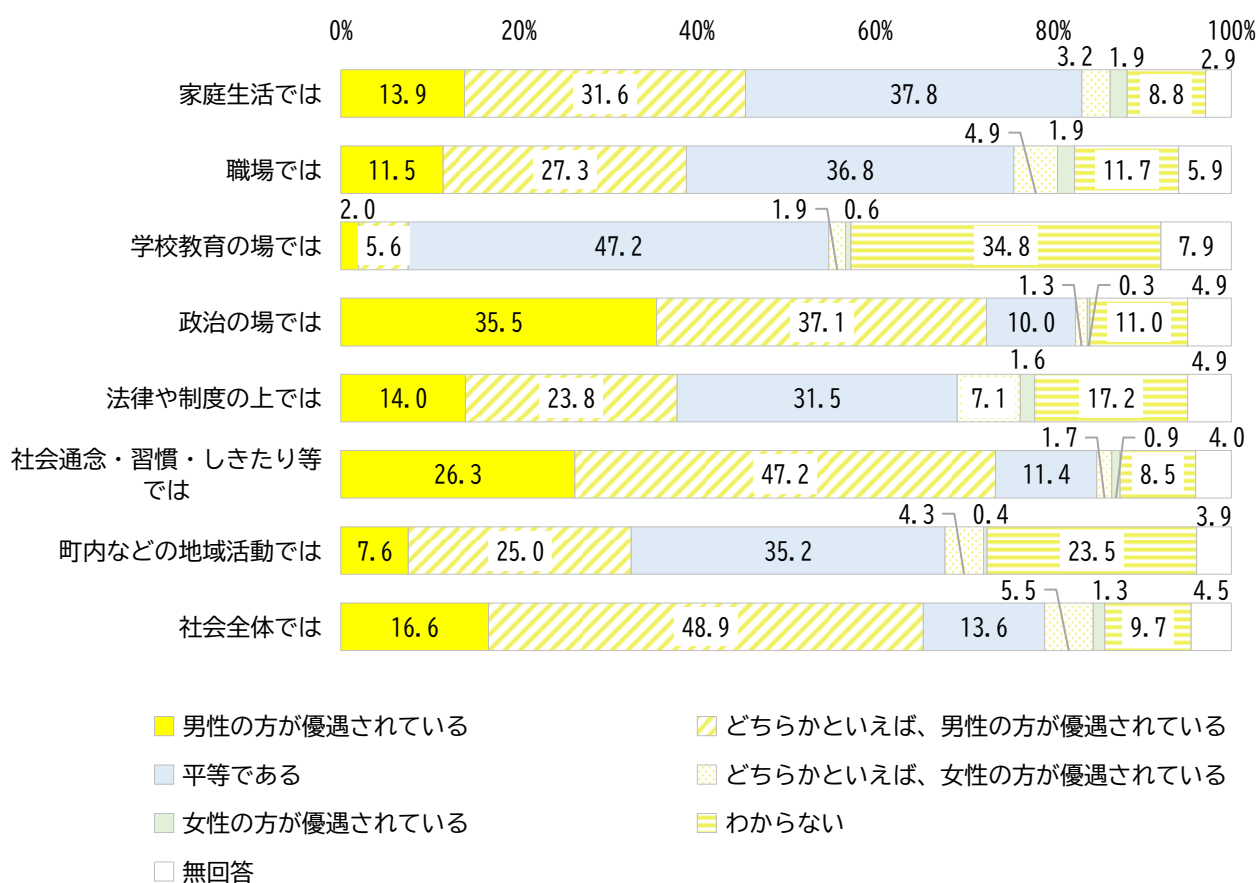
- 調査対象：本町在住の満 20 歳以上の住民
- 抽出方法：無作為抽出
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 調査期間：平成 30（2018）年 12 月
- 配布数：2,000 件
- 有効回答数：672 件（有効回収率：33.6%）

(2) 調査結果

① 男女共同参画に関する意識について (i)

社会の各分野における男女共同参画に関する意識について聞いたところ、「平等である」という回答の割合が最も高かったのは「学校教育の場」であり、47.2%になっています。「政治の場」「社会通念・習慣・しきたり」においては、「男性優遇」（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計）の割合が高くなっています。「社会全体」の項目をみると、「男性優遇」の割合が65.5%となっています。

■ 男女共同参画に関する意識について

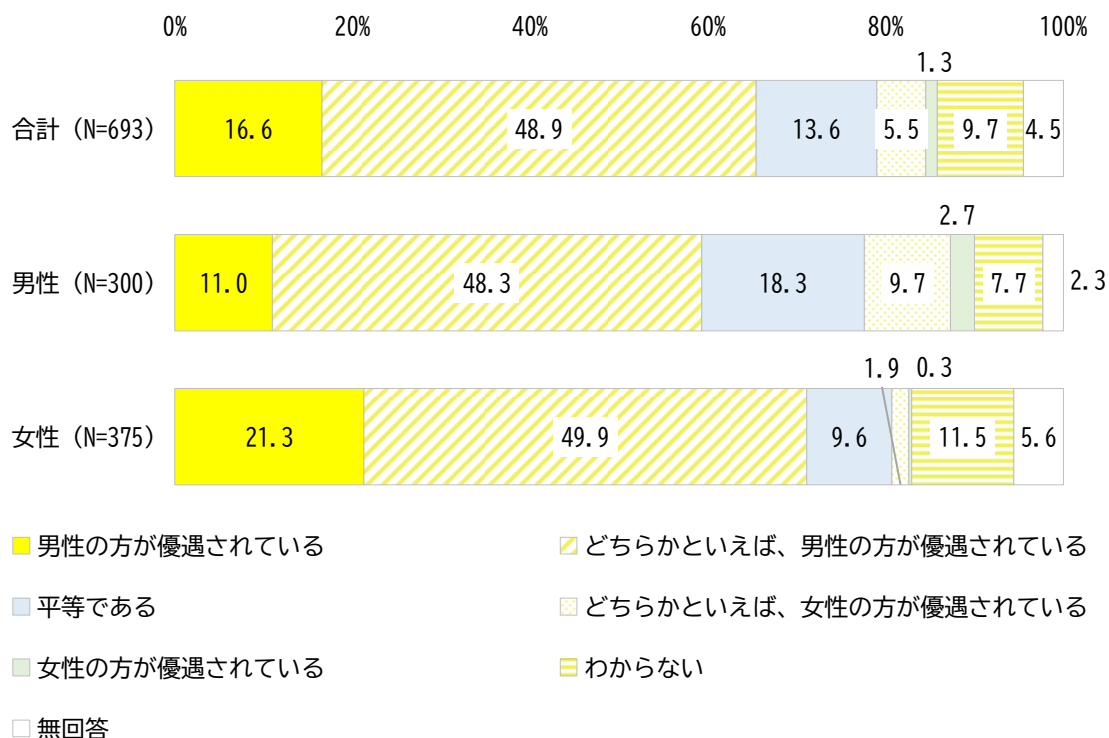


② 男女共同参画に関する意識について（ii）

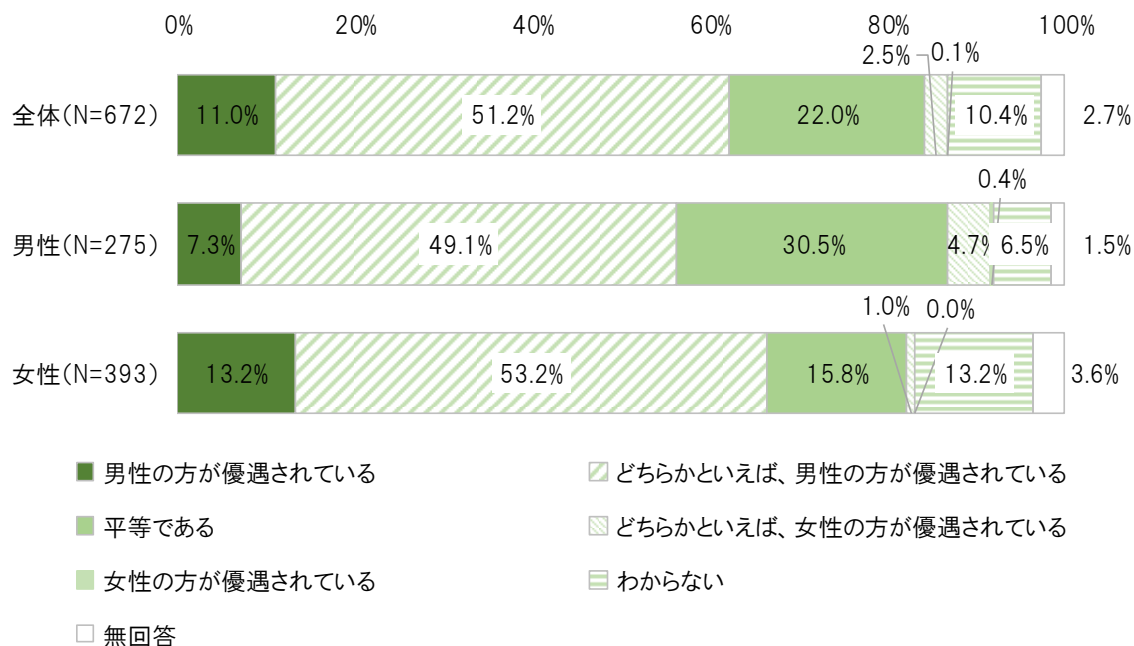
「社会全体」について男女別にみたところ、「平等である」と回答したのは、男性が18.3%、女性が9.6%となっています。「男性優遇」（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計）は、男性が59.3%、女性が71.2%となっています。

前回調査と比較すると、男性において「平等である」の割合が大きく減少し、女性において「男性の方が優遇されている」の割合が増加しています。

■「社会全体」における平等意識



■前回調査結果

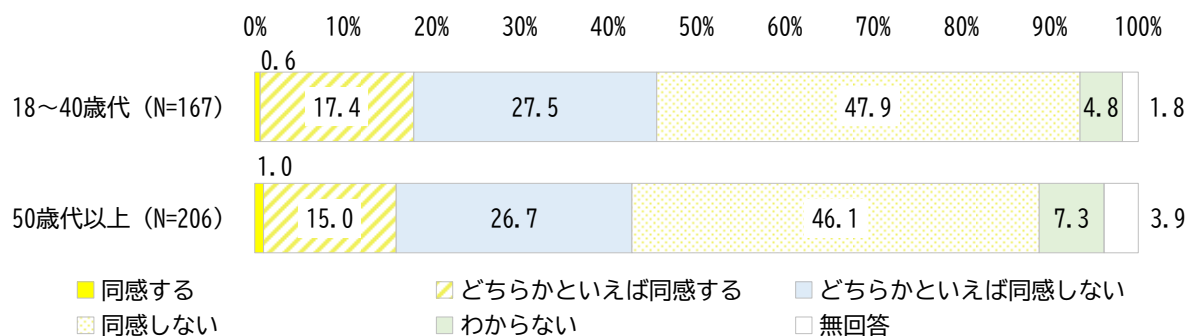


③ 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について

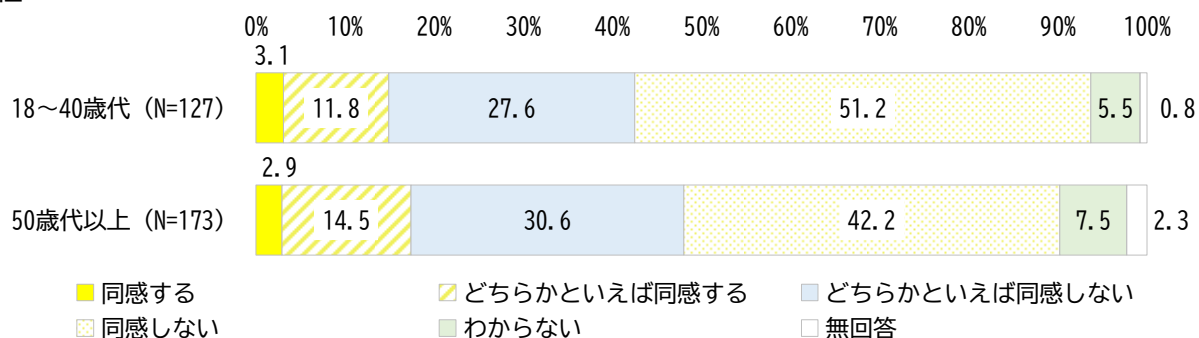
固定的な性別役割分担意識について、男女別、年代別にみると、女性では年代間で大きな違いはみられません。男性においては、「同感しない」の割合が18～40歳代において高くなっていますが、全体として固定的な性別役割分担意識に対して否定的な意見が多数を占めています。

男性について、前回調査と比較すると、固定的な性別役割分担意識に対する肯定的意識が減少し、否定的意識が増加していることがわかります。

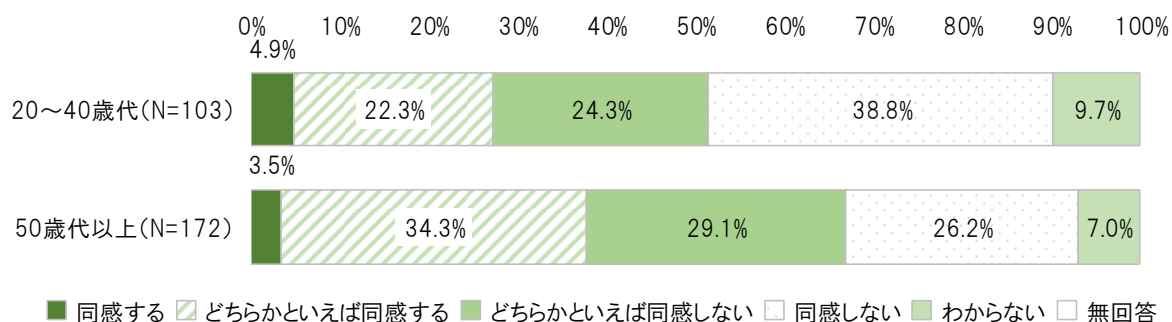
■女性



■男性



■前回調査結果（男性）



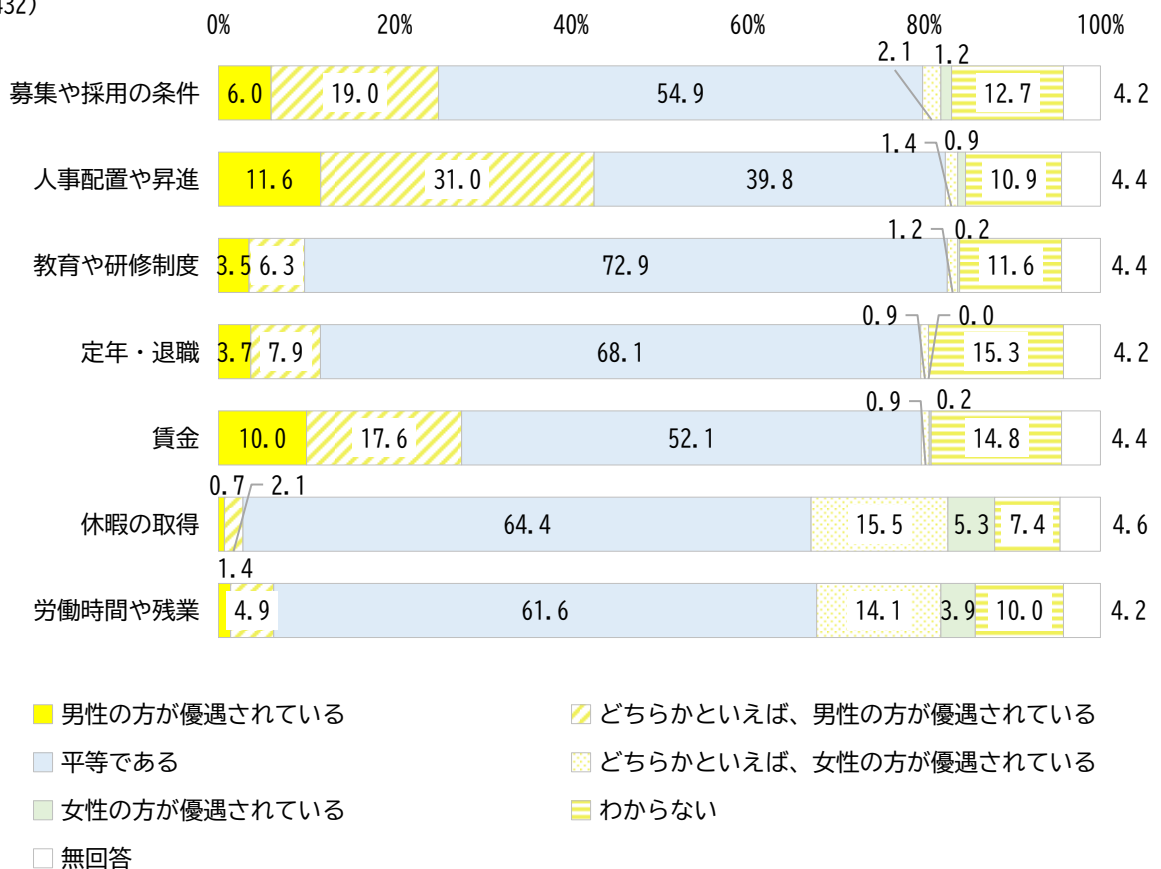
④ 職場における男女差について

職場における男女差についてみると、どの項目においても「平等である」の割合が最も高くなっています。職場においては、男女平等が進んでいると考えられます。

しかし、「人事配置や昇進」「賃金」「募集や採用の条件」において「男性優遇」（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計）の割合が高くなっています。特に、「人事配置や昇進」では「男性優遇」の回答が42.6%となっています。

■職場における男女差について

全体（N=432）

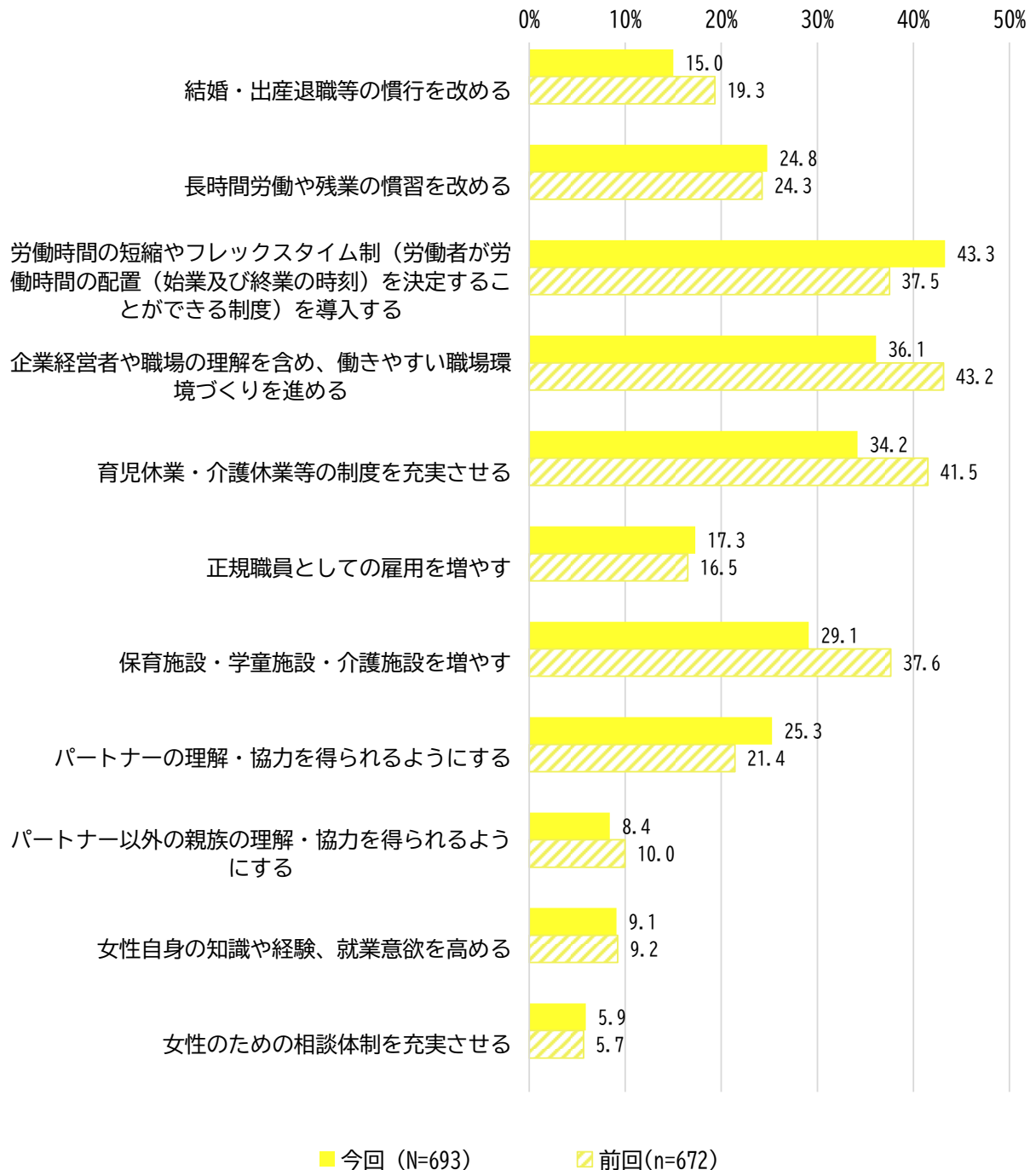


※回答者は、正規雇用、パート・アルバイト、契約社員等で働いている方のみ

⑤女性が仕事を続けるために、必要なことについて

女性が仕事を続けるために必要なことについて聞いたところ、「労働時間の短縮やフレックスタイム制」を導入する、「企業経営者や職場の理解を含め、働きやすい職場環境づくりを進める」、「育児休業・介護休業等の制度を充実させる」の割合が高くなっています。

■女性が仕事を続けるために必要なこと

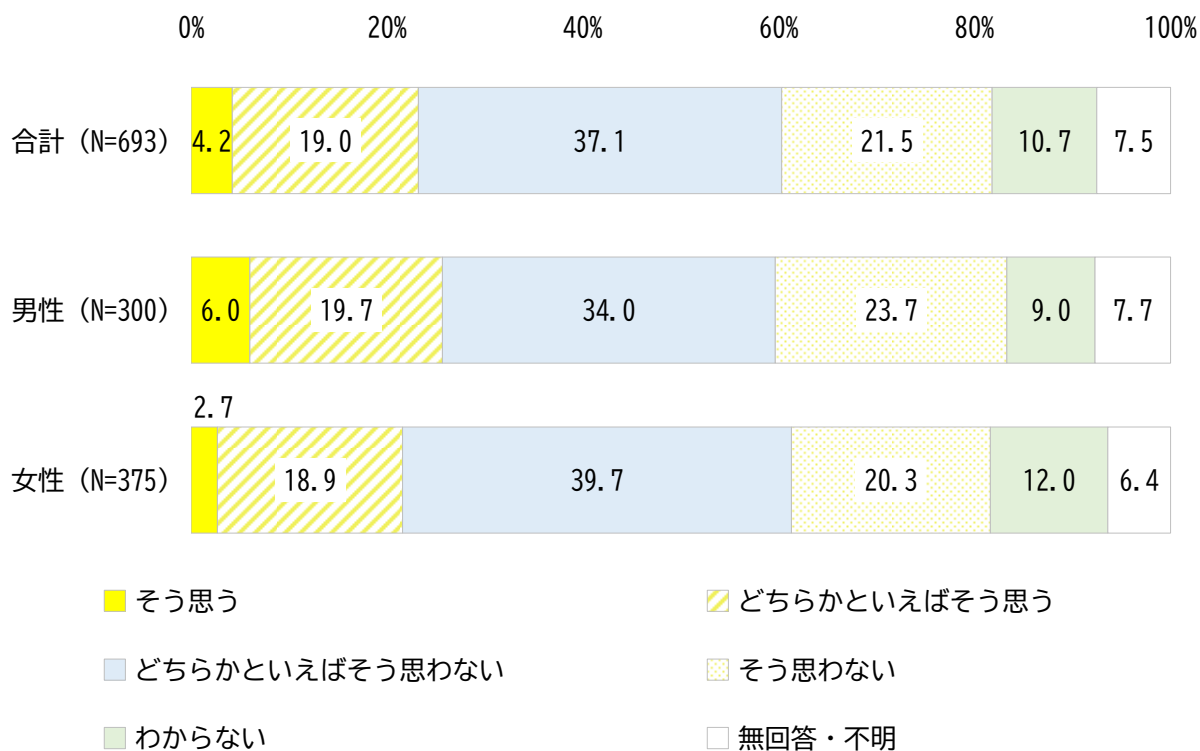


¹ フレックスタイム制とは、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことができる制度。

⑥性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会ということについて

男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会が実現されているかどうかと聞いたところ、否定的な意見（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計）の割合が高くなっています。男女別にみても、大きな違いはみられません。

■性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会となっているか



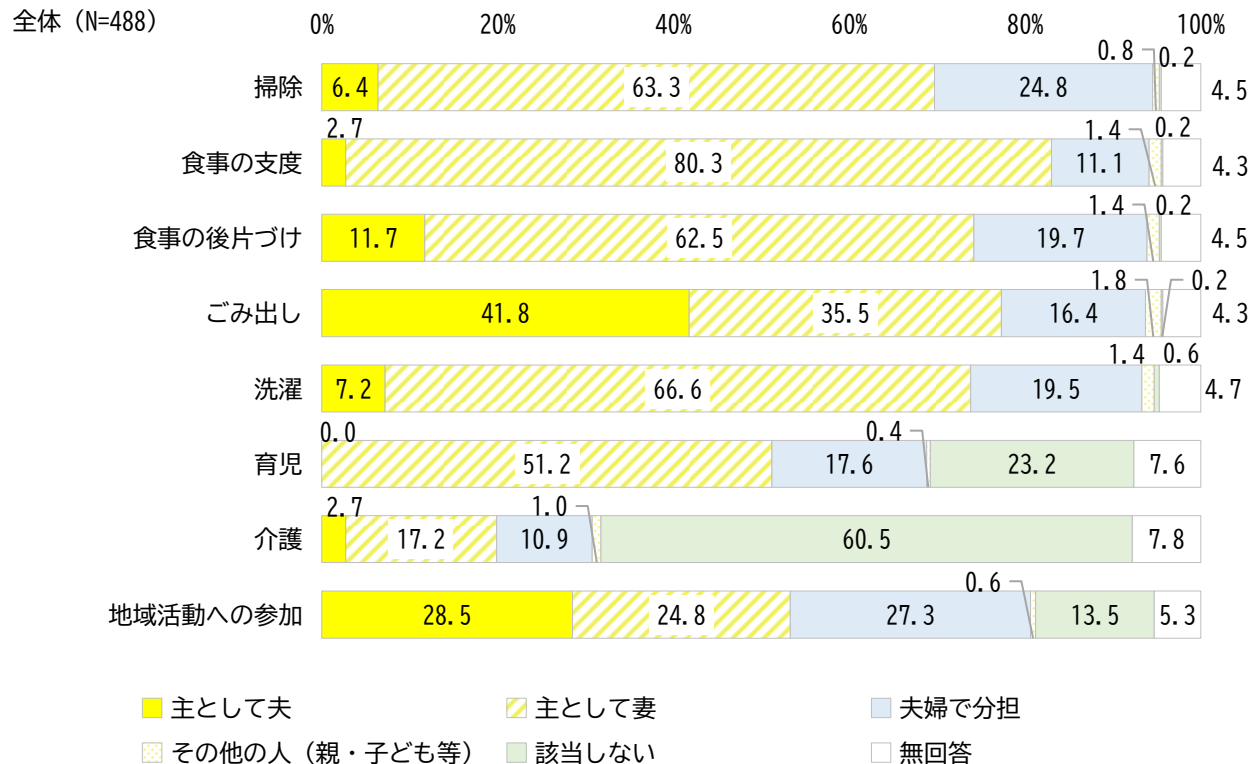
⑦ 家事の分担について

家事の分担について、「掃除」、「食事の支度」、「食事の後片づけ」、「洗濯」、「育児」において「主として妻」との回答が5割を超えており、家事の多くは女性が担っていることがわかります。

「夫婦で分担」という回答が高くなっているのは、「地域活動への参加」、「掃除」となっています。

なお、前回と比較すると、大きな違いはみられません（グラフ不掲載）。

■ 家事の分担について

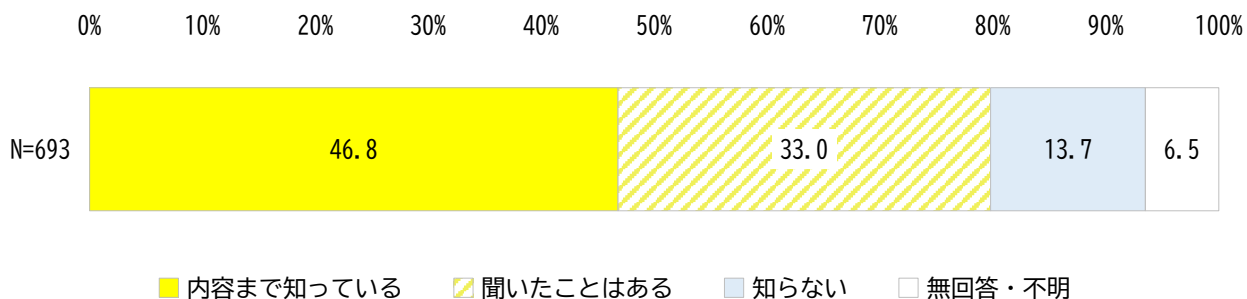


※回答者は、婚姻状況を聞く設問において「結婚している（事実婚・パートナーシップ宣誓制度を含む）」または「結婚していないが、恋人やパートナー（パートナーシップ宣誓制度以外）と暮らしている」と回答した方のみ

⑧ 性的マイノリティ（LGBTQ²等）について

性的マイノリティ（LGBTQ 等）という言葉を知っているかどうかを聞いたところ、「内容まで知っている」が46.8%、「聞いたことはある」が33.0%、「知らない」が13.7%となっています。

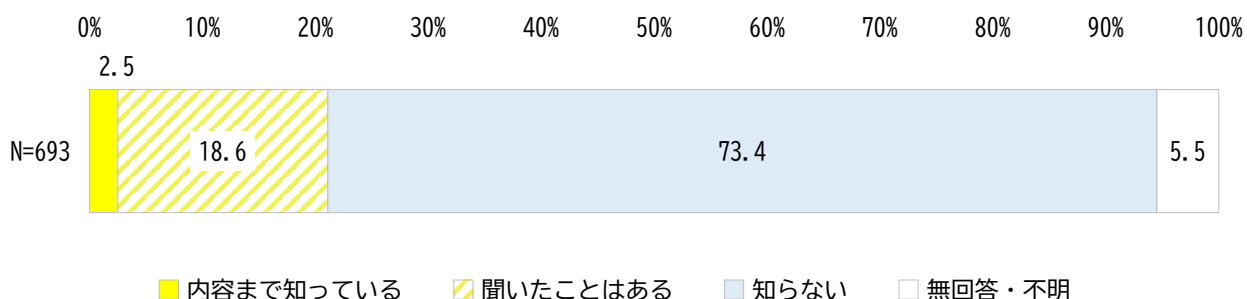
■性的マイノリティ（LGBTQ 等）という言葉を知っているか



⑨ 「菊陽町パートナーシップ宣誓制度」³について

「菊陽町パートナーシップ宣誓制度」を知っているかどうかを聞いたところ、「知らない」が73.4%、「聞いたことはある」が18.6%、「内容まで知っている」が2.5%となっています。

■「菊陽町パートナーシップ宣誓制度」を知っているか



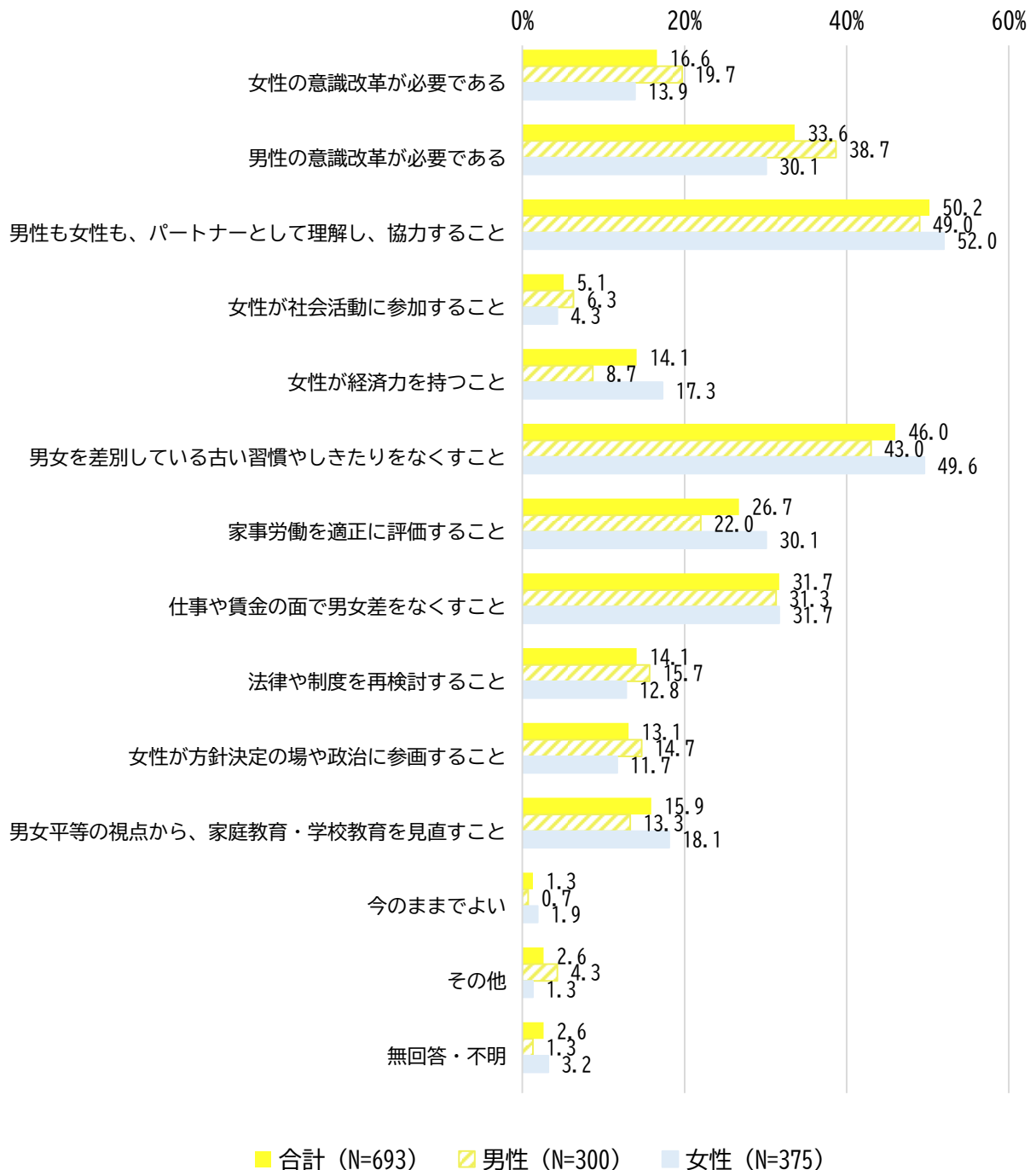
² LGBTQとは、「L：レズビアン（女性の同性愛者）」、「G：ゲイ（男性の同性愛者）」、「B：バイセクシュアル（両性愛者）」、「T：トランスジェンダー（心の性と体の性の不一致（身体的な性別と生きようとする性別が異なる人）」、「Q：クィアまたはクエスチョニング（＝性的指向・性自認が定まらない人）」の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の総称です。さらに、そうした定義に定まらない多様な人々を含めて「LGBTQ+」という表現が使われることもあります。

³ 菊陽町パートナーシップ宣誓制度とは、一方または、双方が同性を好きな人や、自分の性に違和感を覚える人といった性的マイノリティである二人が人生のパートナーであることを宣誓し、その宣誓をしたということを、町が証明する制度です。証明書は公営住宅への入居が認められたり、病院で家族として扱ってもらったりという効力を期待できるものです。但し、法的な拘束力はありません。

⑩ 男女の地位が平等になるために、特に重要だと思うことについて

男女の地位が平等になるために重要だと思うことを聞いたところ、男女共に「男性も女性も、パートナーとして理解し、協力すること」、「男女を差別している古い習慣やしきたりをなくすこと」の割合が高くなっています。

■ 男女の地位が平等になるために、特に重要だと思うこと

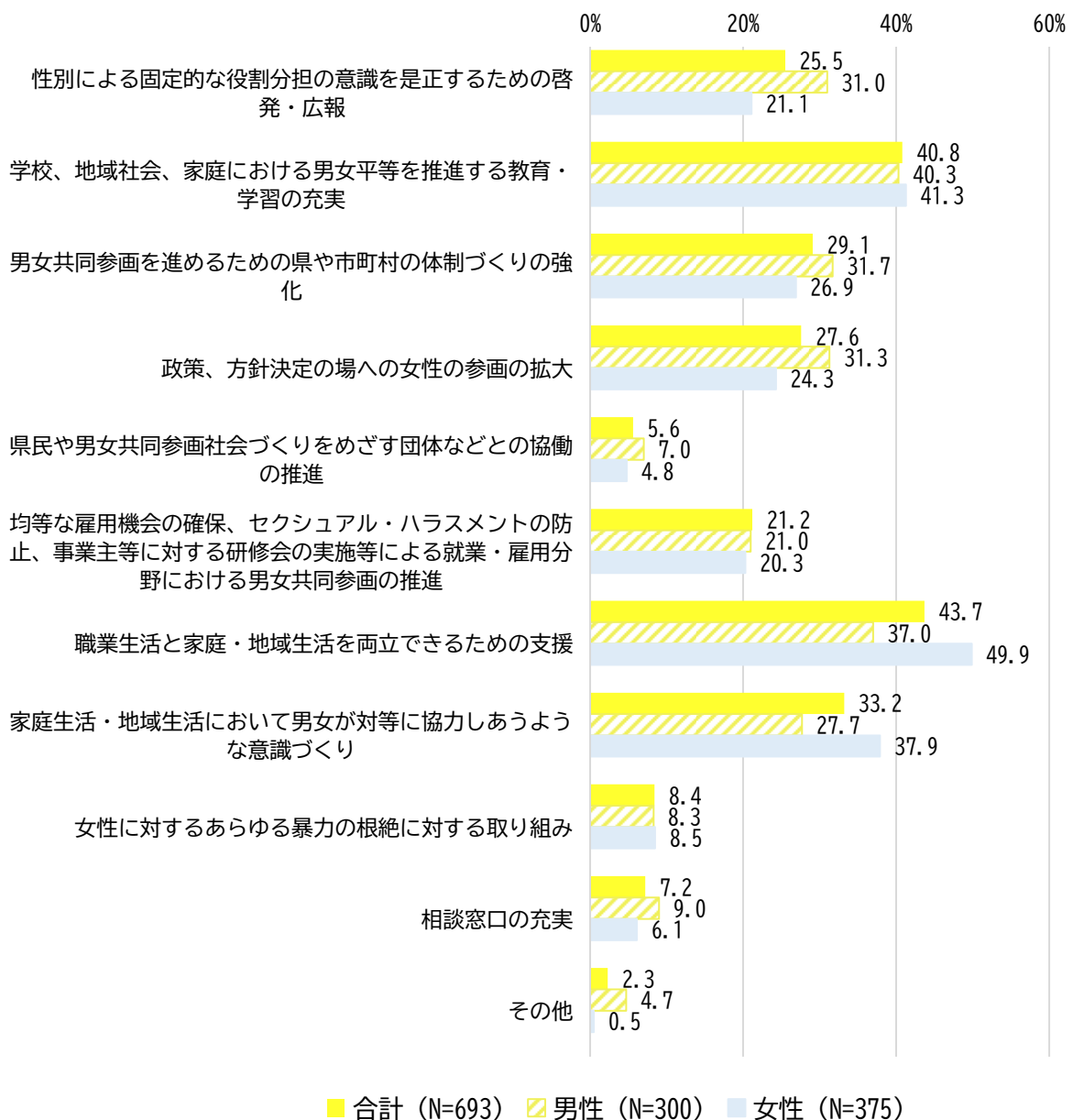


⑪ 男女共同参画社会の実現のために町に対して望むこと

男女共同参画社会の実現のために町に対して望むことについて、全体でみると、「職業生活と家庭・地域生活を両立できるための支援」が43.7%と最も高くなっており、次いで「学校、地域社会、家庭における男女平等を推進する教育・学習の充実」が40.8%となっています。

男性においては、「学校、地域社会、家庭における男女平等を推進する教育・学習の充実」(40.3%)が最も高く、女性では「職業生活と家庭・地域生活を両立できるための支援」(49.9%)が最も高くなっています。

■ 男女共同参画社会の実現のために町に望むこと



4 第2期計画の振り返り

第2期計画では、進捗を管理する指標を設定しました。指標と結果は、以下の通りです。

基本目標1 対等のパートナーという意識の醸成

指標内容	参照データ	現状値 (調査年度)	目標値 (達成年度)	結果 (年度)
①「固定的な役割分担意識」に同意しない割合	アンケート	65.9% (平成30年)	70.0% (令和6年度)	74.0% (令和6年度)
②社会通念・慣習・しきたり等において「平等である」と思っている人の割合	アンケート	10.3% (平成30年)	15.0% (令和6年度)	11.4% (令和6年度)
③学校教育の場において「平等である」と思っている人の割合	アンケート	55.5% (平成30年)	60.0% (令和6年度)	47.2% (令和6年度)

基本目標2 誰もが社会に参画できる環境整備

指標内容	参照データ	現状値 (調査年度)	目標値 (達成年度)	結果 (年度)
④女性管理職の割合	町資料	6.3% (平成30年)	8.0% (令和6年度)	10.3% (令和6年度)
⑤審議会等への女性の登用割合	町資料	21.5% (平成30年)	24.0% (令和6年度)	29.8% (令和6年度)
⑥自治会長に女性が就任している自治会の割合	町資料	6人 (令和元年)	10人 (令和6年度)	7人 (令和6年度)
⑦町内などの地域活動において「平等になっている」と感じている人の割合	アンケート	39.4% (平成30年)	45.0% (令和6年度)	35.2% (令和6年度)
⑧子宮頸がん検診受診率	地域保健・健康増進事業報告	27.3% (平成30年)	50.0% (令和3年度)	25.3% (令和3年度)
⑨乳がん検診受診率	地域保健・健康増進事業報告	31.40% (平成3年)	50.0% (令和3年度)	30.0% (令和3年度)
⑩運動習慣のある者の割合 20歳代	第2期菊陽町健康増進計画・食育推進計画	男性 35.9% (平成28年) 女性 23.8% (平成28年)	男性 40.0% (令和3年度) 女性 30.0% (令和3年度)	男性 58.6% (令和3年度) 女性 24.4% (令和3年度)

基本目標3 誰もが自立し、能力を発揮できるまちづくり

指標内容	参照データ	現状値 (調査年度)	目標値 (達成年度)	結果 (達成年度)
⑪性別に関係なく個性と能力を発揮できる社会になっていることに同意する人の割合	アンケート	29.1% (平成30年)	35.0% (令和6年度)	23.2% (令和6年度)
⑫育児を夫婦で分担している人の割合	アンケート	23.8% (平成30年)	30.0% (令和6年度)	17.6% (令和6年度)

基本目標4 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶

指標内容	参照データ	現状値 (調査年度)	目標値 (達成年度)	結果 (達成年度)
⑬「セクハラ」を受けた人の割合	アンケート	18.2% (平成30年)	12.0% (令和6年度)	23.7% (令和6年度)
⑭配偶者等や恋人から暴力を受けたことがある人のうち、被害を相談しなかった人の割合	アンケート	48.0% (平成30年)	30.0% (令和6年度)	52.2% (令和6年度)

結果として、「①『固定的な役割分担意識』に同意しない割合」、「④女性管理職の割合」、「⑤審議会等への女性の登用割合」、「⑩運動習慣のある者の割合 20 歳代（男性）」は、目標値を達成しています。

また、「③学校教育の場において『平等である』と思っている人の割合」、「⑪性別に関係なく個性と能力を発揮できる社会になっていることに同意する人の割合」、「⑫育児を夫婦で分担している人の割合」は、現状値より悪化しています。

5 本町における男女共同参画を取り巻く課題のまとめ

(1) 男女共同参画意識のさらなる醸成

- アンケート調査結果では、固定的な性別役割分担意識に対して肯定的な人の割合は減少していますが、菊陽町としては依然として男性優位な社会という認識が広がっていることが伺えます。
- 固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在している分野については、男女共に具体的な行動変容を促す環境整備が引き続き必要です。
- 固定的な性別役割分担意識の解消や男女間の平等等に関する意識の形成には、子どもをはじめとする様々な世代で意識を変えていくことが重要です。生涯を通して個人の人権を尊重し、個性を認め合う男女平等を推進する教育を実践することや性別にとらわれず、それぞれが持つ個性と能力を十分に発揮し、自分らしく多様な生き方を選択できる教育環境を整えることが求められます。

(2) 誰もが社会に参画し、安心して暮らすことができる環境整備

- 本町では、自治会長に占める女性の割合は高いものの、町職員における女性管理職の割合は国や県平均よりも低くなっており、公的な分野における女性の参画は十分とはいえない状況です。より良い地域づくりに向けて、政策や地域での方針決定過程等に多様な価値観を反映させ、意思決定の場における女性の参画促進が必要です。
- 外国人住民の増加や多様な性への理解が進むことにより、より多様な価値観を持つ人々が暮らすようになると考えられます。今後、活力ある地域づくりを進めていくために、引き続き多様性に関する理解促進を進めていくことが必要です。
- 生活困窮、家庭関係等、女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化し、女性への包括的支援の強化が大きな課題となっています。高齢単身女性の貧困、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子ども・若者（ヤングケアラー）、障がいのある女性等の支援について検討を進める必要があります。

(3) 性別にかかわらず希望に応じて働くことができる環境整備

- アンケート調査結果では、就労に関するどの項目においても「平等である」の割合が最も高くなっており、職場においては、男女平等が進んでいると考えられますが、「人事配置や昇進」「募集や採用の条件」「賃金」において「男性優遇」（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計）の割合が高くなっています。特に、「人事配置や昇進」では「男性優遇」の回答が42.6%にのぼっています。

また、女性が仕事を続けるためには、「労働時間の短縮やフレックスタイム制を導入する」、「企業経営者や職場の理解を含め、働きやすい環境づくりを進める」、「育児休業・介護休業等の制度を充実させる」等、ライフスタイルに合わせた多様な働き方を許容するあり方が求められています。

- 本町の女性の就業状況について、共働き世帯は増加傾向にあるものの、就業率におけるM字カーブの解消には至っていません。
- 女性の就労継続や男性の家事・育児参画等の希望がかなう環境づくりを進めるため、職場における意識啓発やテレワーク等の柔軟な就労形態の普及に向けた企業等への働きかけを強化し、ライフステージや個別の事情等に対応した多様な働き方の実現を図ることが必要です。

(4) 誰もが安心して暮らせる支援体制の整備

- ドメスティック・バイオレンス（DV）等の暴力の根絶に向けて、暴力を許さないという機運の醸成を図るとともに、関係機関との連携のもと、被害者に対する相談窓口の周知や相談支援体制の充実に加えて、再発防止を含めた体制の整備が必要です。
- SNS等のコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力をはじめ、暴力の形態は一層多様化しています。また、子どものなかでもSNS上で悪口が言われるなどのいじめが起こったり、大人が利用することにおいても、個人情報の流出、ゲームへの高額課金やワンクリック詐欺が多発しています。SNS等のコミュニケーションツール（伝達媒体）には、被害者になるリスクもある一方で、意図しないところで加害者となるリスクも存在しています。被害者にも加害者にもならないよう、学校教育の場等と連携した啓発活動の充実、メディアの情報をそのまま受け取るのではなく自分で考え確認する技能であるメディア・リテラシーの向上等の充実を図る必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「日本国憲法」では、個人の「基本的人権」を永久の権利として保障し、すべての個人は平等であり、人種や性別、社会的身分等により差別されないとしています。また、「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」としています。

本町では、平成7年に「菊陽町人権擁護に関する条例」を制定し、平成28年には「菊陽町男女共同参画推進条例」を制定しています。条例では、性別により差別されないこと、男女が対等な立場で地域の政策や方針の立案に参加する機会が確保されること、男女が妊娠、出産等に関して互いの意思が尊重されること等を理念とし、男女共同参画社会を実現するための施策を行うとしています。また、「菊陽町男女共同参画都市」を宣言しており、そのなかで「男女がお互いの人権を尊重し、個性と能力が発揮できるまち」をつくること、「社会のあらゆる分野において、男女が平等に参画できるまち」をつくること、「家庭・地域・職場で、男女が対等なパートナーとして、ともに幸せを実感できる社会」をつくることを宣言しています。さらに、令和5年には、一方または、双方が性的マイノリティである二人が人生のパートナーであることを宣誓し、その宣誓をしたということを町が証明する「菊陽町パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱」を制定し、パートナーシップ宣誓制度を開始しています。

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、女性のためだけの施策ではなく、男性にとっても生きやすく働きやすい社会の実現を目指す施策でなければなりません。これから持続可能な社会を創っていくためにも男女共同参画社会の実現は不可欠であり、そのためにも、生物学的性差、社会的性差（ジェンダー）といった性別だけではなく、一人ひとりの性の多様性や、年齢、国籍、文化の違い等による様々な異なる価値観が尊重され、すべての人が自分らしく生きることができ、かつ互いにパートナーとして認め合うようになることが必要です。

本町のこれまでの人権擁護の理念、男女共同参画への理念や取り組み、男女共同参画社会の実現に関する社会の潮流を踏まえ、前計画を引き継ぎ、次のように基本理念を定めます。

● 基本理念 ●

一人ひとりの違いを認め合い

パートナーシップで未来を創るまち きくよう

2 計画の基本目標

男女共同参画社会の実現に向けて、本計画における基本目標を以下のようにします。

(1) 男女が共に能力を発揮できる社会づくり

男女共同参画社会の実現には、すべての人が性別にかかわらず個性や能力を発揮することができ、それが正當に評価されることが重要です。法制度が整備され、男女間の格差は改善されてきていますが、社会生活を送るうえでは男性が優位な社会だという意識が根強く残っています。

今後、社会全体では人口減少が進み将来の労働力不足が懸念されており、女性の社会参画、女性の活躍が必要とされています。そして何より、職場における女性の活躍は、女性の経済的自立をもたらします。

男女が平等に個性や能力を発揮して働くことができるよう、雇用の場における男女共同参画を推進するとともに、仕事と家庭を両立できる環境をさらに整備していきます。

(2) 男女が共に参加できるまちづくり

男女共同参画社会の実現のためには、性別にとらわれることなく、共に責任をもって、家庭、職場、地域活動を担い、様々な分野に参画できるようにすることが大切です。本町において男女共同参画が図られるよう、生涯にわたる健康支援、社会的に弱い立場に置かれている人たちに向けた自立支援等の環境整備を推進します。

性別に偏らない様々な意見や価値観が政策や方針に反映されるよう、女性本人の意向を十分に尊重しつつ、政策や方針の決定の場に男女が対等に参画できる環境づくりを進めるとともに、地域活動や防災分野においても積極的に男女共同参画を推進します。

また、性の多様性についての理解促進を図るため、啓発活動及び相談の充実を図ります。さらに、ひとり親家庭、高齢単身女性の生活困窮等の女性をめぐる課題が複雑化、多様化していることから、女性への包括的支援の強化を進めます。

(3) 男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり

男女共同参画の推進は、個人としての尊厳が認められることが前提であり、性別にとらわれることなくその個性と人権を尊重し合うことが不可欠です。男女が生涯にわたり健康で安心して暮らせるように、性に関する正しい情報の提供や、学童期、思春期、子育て世代、高齢世代等の各段階に応じた健康支援を行います。また、「DV防止法」に基づき、ドメスティック・バイオレンスやデートDV(交際相手からの暴力)を防止し、被害者を支援するとともに性暴力やハラスメント等のあらゆる暴力、性による差別的行為の根絶に向け、人権教育・啓発の推進等充実を図ります。さらに、ひとり親家庭や高齢者等の配慮を必要とする人たちが安心して暮らせるような支援の取り組みを進めます。

(4) 対等なパートナーと認め合い、実践できる社会づくり

一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮し、家庭や地域社会等のあらゆる場において活躍ができる社会をつくるためには、制度を整えるとともに、私たちの意識や行動を変えていく必要があります。

男女共同参画社会の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識の解消やそれらの意識に基づく慣習の見直し、アンコンシャス・バイアスの解消を含む意識改革を促す等、様々な機会を活用して社会全体に男女共同参画の意識浸透を図ります。

3 計画の体系

<基本理念>

一人ひとりの違いを認め合い パートナースhipで未来を創るまち きくよう

基本目標	主要施策	施策の方向
【基本目標1】 男女が共に能力を発揮できる社会づくり	1. 就労の場における男女共同の推進	(1) 女性が活躍するための環境整備 (2) 経済分野における女性の参画拡大 (3) 農林業・商工業等自営業における男女共同参画の推進
	2. 仕事と家庭の両立支援の取り組みの推進	(1) ワーク・ライフ・バランスのための支援
【基本目標2】 男女が共に参加できるまちづくり	1. 行政における男女共同参画の推進	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進 (2) 庁内における女性活躍への環境整備
	2. 地域における男女共同参画の推進	(1) 地域活動における女性の参画拡大 (2) 地域防災における女性の参画拡大
	3. 生涯にわたる健康保持の推進	(1) ライフステージを通じた心身の健康増進 (2) 心身の健康に関する学習機会と情報の提供
	4. 社会的に弱い立場にある人々への支援	(1) 高齢者や障がい者への支援
		(2) ひとり親家庭への支援
		(3) 多文化共生の推進
		(4) 多様な性への理解促進と支援 (5) 様々な困難を抱える人への支援
【基本目標3】 男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり	1. 暴力防止対策の推進	(1) 性犯罪・性暴力等への対策の推進 (2) 各種ハラスメント防止に向けた取り組みの推進 (3) 虐待の防止に向けた取り組みの推進
		(1) 相談体制の充実
		(2) 被害者支援の体制の充実
	2. 被害者支援の体制の充実	(2) 被害者支援の体制の充実
【基本目標4】 対等なパートナーと認め合い、実践できる社会づくり	1. 男女共同参画社会を目指す啓発活動の推進	(1) 男女共同参画意識の浸透
	2. 男女共同参画の視点に立った教育の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った教育の充実
		(2) 生涯にわたる男女共同参画学習の推進

第4章 施策の展開

基本目標1 男女が共に能力を発揮できる社会づくり

主要施策1 就労の場における男女共同の推進

【現状と課題】

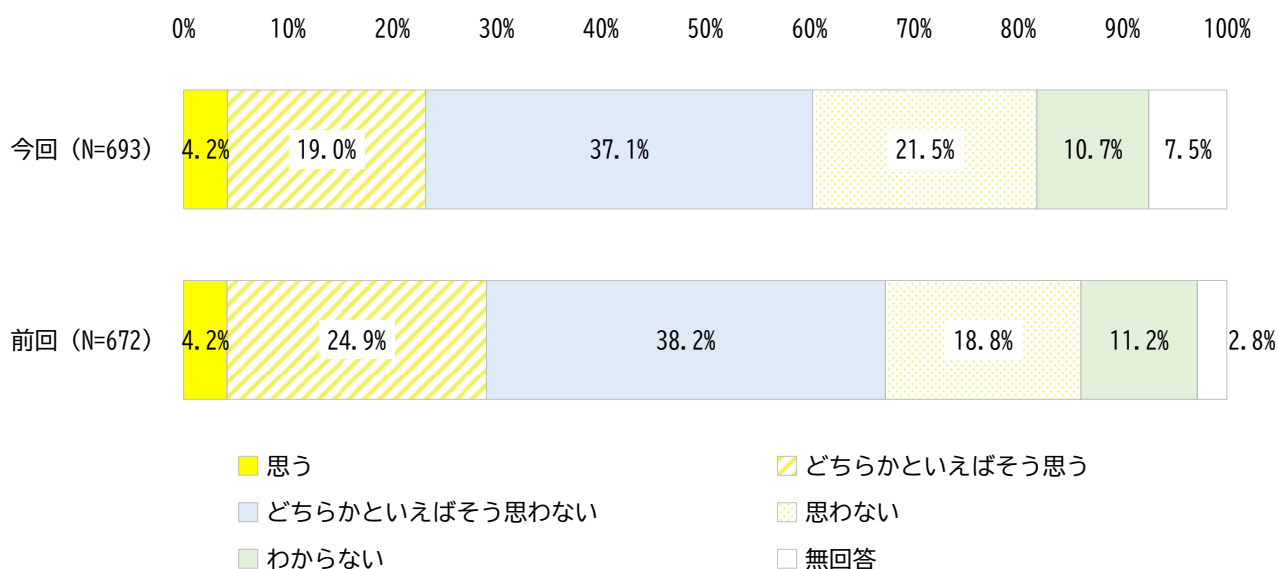
住民アンケート調査において、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる社会となっているかを聞いたところ（p19 参照）、58.6%の人がそうっていないと思っています。また、前回調査と比較すると、「どちらかといえばそう思う」の割合が減少しています（下図参照）。

また、職場における男女の差について聞いたところ（p17 参照）、「人事配置や昇進」「賃金」「募集や採用の条件」で男性優遇（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計）の割合が高くなっており、依然として職場における性別による差を感じる人は少なくありません。

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものです。働きたい人が性別にかかわらずその能力を発揮できることは、個人の幸福の根幹をなすものです。また、働きたい人が生き生きと働くことができる環境づくりは、多様性（ダイバーシティ）の推進、社会の技術革新、イノベーションの促進につながります。女性を含め、様々な個性を持つ人がその能力を発揮できる環境をつくることは、持続可能な社会を構築していくうえでも重要なこととなっています。

引き続き、働く場において女性がその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現のための環境整備や雇用機会の創出、そして女性の能力開発と就労・キャリアアップ支援等を行います。また、町広報誌等も利用し女性に限らず働く人が生き生きと安心して働き続けることができる労働環境の整備のための情報提供や周知・啓発を行います。

■男女が性別にかかわらず、その個性と能力を発揮できる社会となっているか



(1) 女性が活躍するための環境整備

No	施 策	内 容
1	働きやすい労働環境改善に取り組む事業所の認定・表彰の推奨	- 男女共同参画の推進に取り組む事業所の表彰（熊本県が取り組む「男女共同参画推進事業者表彰」）について周知を行うとともに、該当する事業者へ応募を働きかけます。 - 男女共同参画に積極的に取り組む事業者等に対する町独自の表彰制度等を検討します。
2	企業等のポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進	- 事業所に対し、積極的な取り組みを促すため、国・県等の情報を含めセミナーの開催や学習会、専門家の派遣等について情報提供を行い、施策の推進を図ります。 - 女性の参画が進んでいない業種での女性の就業及び定着促進や、働きやすい職場環境の整備等について、啓発に努めます。
3	事業主への啓発	- 事業主に対して、男女雇用機会均等対策の促進、雇用環境の改善や男女共同参画の職場づくりに関する啓発、情報提供を行い、施策の推進を図ります。 - 男女雇用機会均等法施行規則や関係法令等の周知を図ります。
4	就労者への啓発	- 就労者に対して、男女雇用機会均等法や労働に関する諸権利・諸制度・保護規定等の周知を行います。 - 育児・介護休業制度に関する情報提供を行い、施策の推進を図ります。
5	女性の雇用拡大への支援	- 関係機関との連携による就労情報の収集と提供を行います。 - ハローワーク菊池が発行している求人情報誌を窓口や総合案内に設置して、周知を図ります。
6	働きやすい職場環境整備の支援	事業所を対象に、誰もが働きやすい職場づくりにつながる情報提供を行うとともに、労働相談窓口の充実を図り、誰にとっても働きやすい職場づくりを支援します。
7	職場におけるハラスメント防止	- セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等各種ハラスメントの防止に関する支援制度等の情報提供を行います。 - 各種ハラスメントの防止に向け、事業所や地域等への情報提供、啓発を行います。 - 熊本県の相談窓口（熊本県女性相談センター、総合労働相談コーナー）の周知を図ります。
8	職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止	育児休業等を理由とする不利益な取り扱いをなくすため、事業所におけるハラスメント防止対策の推進について啓発を行います。

（２）経済分野における女性の参画拡大

No	施 策	内 容
9	女性の就労の支援と能力開発の支援	- 女性の就労・キャリアアップ支援のための各種セミナー等を開催します。 「ハローワーク」や「ジョブカフェ」等の関係機関と連携を強化し、女性のリスキリング等に関する情報提供を行います。
10	起業等女性の多様な働き方への支援	- 起業をするために必要な実践的知識を学ぶ講座を開催します。 - 町民や事業所に対して、多様な働き方について、セミナーや情報提供等の啓発を実施します。
11	企業・事業所に対する情報提供・啓発	育児休業・介護休業制度の利用促進等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた多様な働き方に関する情報提供や誰もが働きやすい労働環境づくりに向けた啓発を行います。

（３）農林業・商工業等自営業における男女共同参画の推進

No	施 策	内 容
12	事業や経営等への参画の促進	- 農林業・商工業等自営業に従事する女性の積極的な経営等への参画や就業条件の整備等についての情報提供や啓発を行います。 - 国庫補助事業において、女性が経営の代表者であると優先的に採択される制度を活用した補助事業を周知徹底するとともに、女性アドバイザーに勉強会を行ってもらうことで、女性の経営参画を促します。
13	家族経営協定の締結の促進	- 女性の農業労働・家事労働を適正に評価し、休日の確保や報酬等の就労条件を整備した家族経営協定の周知を行います。 - 認定農業者連絡会女性部の勉強会において、女性アドバイザーと連携し、他地域の情報提供を行い、家族経営協定の推進を図ると同時に法人化への取り組みを推進します。
14	農協青壮年部・認定農業者女性部等の組織活動強化	農業に関連する各組織への支援、情報提供を進め、地域農業従事者の連携強化とともに、女性の参画促進に関する意識向上も進めていきます。
15	女性のチャレンジ活動への支援	県や農業協同組合、商工関連団体等と連携して、地産地消等の推進に関する活動を通して、女性の視点やアイデアを生かした、女性のチャレンジ活動（加工、生産活動等）や起業活動を促進します。

主要施策 2 仕事と家庭の両立支援の取り組みの推進

【現状と課題】

住民アンケート調査における固定的な性別役割分担意識についてみると（下図参照）、肯定的意見を持つ人の割合（「同感する」と「どちらかといえば同感する」の合計）は、16.9%となっており、否定的意見を持つ人の割合が多くなっています。また、前回調査と比較すると、固定的な性別役割分担意識に対する肯定的意識が減少し、否定的意識が増加していることがわかります。

一方で、住民アンケート調査における家庭内の家事の分担の結果をみると（p20 参照）、家事の多くは女性が担っていることがわかります。

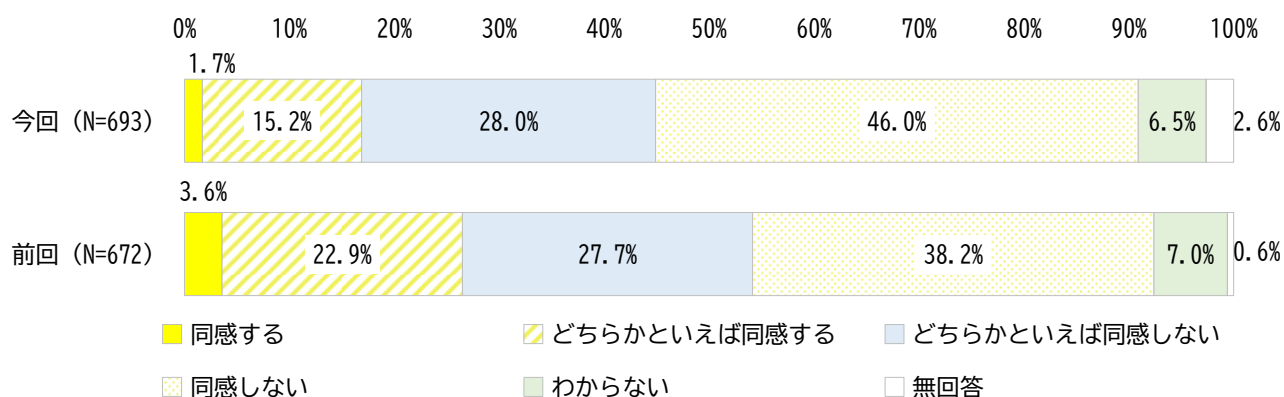
また、住民アンケート調査における女性が仕事を続けるために必要なことの結果をみると（p18 参照）、「労働時間の短縮やフレックスタイム制を導入する」が最も高くなっています。前回との比較では、「育児休業・介護休業等の制度を充実させる」、「保育施設・学童施設・介護施設を増やす」の割合が大きく減少しています。このように、仕事と家庭の両立を支援する仕組みについては広がりを見せ、一定の効果を生んでいるように考えられますが、柔軟な働き方を選択できる状況にはなっていないと考えられます。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、長時間労働の是正をはじめとする働き方の見直しや多様な働き方ができる環境づくり、男性の家事・育児・介護への参画を促進する啓発を行うとともに、仕事と育児の両立を可能とするための保育環境の整備をさらに推進する必要があります。

男性は仕事と家庭生活を共に優先することを希望していても、仕事を優先せざるを得ない状況が多いことから、就労環境の改善や働き方の見直しにより、家庭生活や地域活動への参加を促進し、仕事と家庭生活・地域活動との両立についての学習の機会と情報の提供を進めます。

また、女性が働き続けられるように、子ども・子育て支援法や育児・介護休業法の趣旨に基づき、男女を問わず育児・介護休業制度の利用を促進し、地域ぐるみの子育て、介護支援等社会全体で取り組む環境づくりと、子育て支援や介護サービスの充実を図ります。

■ 「男は仕事、女は家庭」といった、性別によって役割を固定する考え方について、どう思いますか。



(1) ワーク・ライフ・バランスのための支援

No	施 策	内 容
16	町民・事業所への広報啓発の推進	- ワーク・ライフ・バランスの普及に向けて、町民に対する学習機会や情報の提供を行い周知・啓発を行います。 - 事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスの改善につながる支援制度等の情報提供を行います。 - 事業所に対して、男性が家庭や地域活動、市民活動へ参画できるよう、従来の男性中心の働き方等を前提とした労働慣行の見直しやワーク・ライフ・バランスについての啓発や情報提供を推進します。
17	柔軟で多様な働き方の支援	結婚・出産・育児等のライフイベントや生活環境の変化に合わせた多様な働き方（短時間勤務、フレックスタイムやリモートワーク等）を普及させるため、事業所に対して支援制度等の情報提供を行います。
18	労働環境改善の促進	企業等に対して、業務効率化につながる国や県の情報提供を行うことで、労働時間短縮等の労働環境の改善を促します。
19	男性の家事・育児・介護への参画促進	固定的な性別役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参画を促進するため、啓発を行います。
20	子育て支援の充実	- 働き方の多様化に伴う保育サービス、放課後児童クラブ等の子育て支援サービスの充実を図るとともに、これらサービス等が円滑に利用できるよう周知を徹底します。 - 今後も児童数が増える見込みがある小学校について、さらなる施設整備の必要性について検討します。 - 保育所等の利用申込は今後も増える見込みであるため、施設整備の必要性について検討します。 - 多様化するニーズ（多言語化等）に対応できるよう、支援体制を充実させます。
21	仕事と子育て・介護の両立支援の充実	- 男性が子育てや介護に参画しやすい職場環境をつくるため、町内の「よかボス⁴企業」を増やします。関係機関と連携し、町内企業や事業所、団体への働きかけを行います。 - 男性の介護参画や介護離職の実態把握に向けた情報収集等を行い、意識啓発や有益な情報の提供を行っていきます。

⁴ 熊本県では、県民一人ひとりの幸せな人生の実現のために、県民の総幸福量の最大化を目指して、企業のトップが、社員の仕事と、結婚や子育て介護等の充実した生活ができるよう応援することを宣言する「よかボス宣言」に取り組んでいます。「よかボス」とは、自ら仕事と生活の充実に取り組むとともに、共に働く社員や職員、従業員等の仕事と生活の充実を応援するボス（企業の代表者等）のことです。

基本目標2 男女が共に参加できるまちづくり

主要施策 1 行政における男女共同参画の推進

【現状と課題】

誰もが性別にかかわらず社会の対等なメンバーとして、政策や方針決定過程へ参画できることは重要ですが、政策・方針決定の場においては男性が多数を占めている現状があります。本町では、町の政策や方針決定の場への女性の参画を拡大するために、女性町職員の職域の拡大や管理職への登用の促進に取り組んでいます。令和6（2024）年度における管理職に占める女性の割合は10.3%となっており、前期計画策定時の6.3%より4ポイント上昇しています。また、審議会における女性登用についても、前期計画策定時の21.5%から29.8%と上昇しています。

一方で、男性職員で育児休業を取得している人の数は、多くはありません。

政策立案や方針決定への参画機会が少なかった女性が、社会のあらゆる分野に進出することは、新しい発想や価値観を生み出し、社会全体を活性化することができます。そのため、女性の参画を妨げる慣習や組織風土を少しずつでも変え、能力を十分に発揮できる環境づくりが必要です。

行政は社会の規範として率先して取り組みを推進していくことが求められます。そのため、公的な意思決定にかかわる場における女性の参画の拡大や、事業主の立場としての「特定事業主行動計画」⁵の目標に向けて、引き続き積極的に取り組んでいきます。

⁵ 女性活躍推進法では、職業生活において女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現することを目的として、労働者101人以上の事業主に対して行動計画の策定を義務づけています。

国や地方公共団体等は一般事業主とは区別された「特定事業主」と位置づけられており、本町では「菊陽町特定事業主行動計画」を策定し取り組んでいます。

■菊陽町における女性の登用状況

①女性議員の状況（令和6年4月現在）

	定数（人）	女性（人）	女性の割合
議員	18	3	16.7%

②菊陽町管理職における女性の登用状況（令和6年4月現在）

	総数（人）	女性（人）	女性の割合
部長	7	0	0.0%
次長	2	0	0.0%
課長	20	3	15.0%
管理職	29	3	10.3%
課長補佐	18	3	16.7%
係長	29	15	51.7%
計	76	21	27.6%

③地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用状況（令和6年4月現在）

	総数（人）		女性（人）		女性の割合
		うち女性委員の いる審議会数		うち女性委員数	
審議会（広域の審議会を除く）	11	11	94	28	29.8%
広域の審議会	0	0	0	0	-

④地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等の女性の登用状況（令和6年4月現在）

委員会、委員名	委員等総数（人）	うち女性委員数（人）	女性の割合
教育委員会	5	2	40.0%
選挙管理委員会	4	1	25.0%
監査委員	2	1	50.0%
農業委員会	9	2	22.2%
固定資産評価審査委員会	3	0	0.0%

■男性公務員の育児休業取得状況

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
0.0%	0.0%	0.0%	12.5%

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

No	施 策	内 容
22	各審議会・委員会への女性の登用の促進	- 女性が政治や政策・方針決定過程へ参画することの重要性について町民へ啓発を行います。 - 審議会・委員会等における委員の選出において、女性委員を積極的に登用するなど、女性の登用割合の増加を図ります。

(2) 庁内における女性活躍への環境整備

No	施 策	内 容
23	役場における管理職への女性の登用の促進	- 職員に対して、意識啓発や研修機会の提供、能力に応じた管理職への登用を図ります。 - 人事評価制度を活用のうえ、積極的な女性管理職の登用のための仕組みづくりを検討します。
24	町職員のワーク・ライフ・バランスの実現	- すべての職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため、長時間勤務の是正等の働き方改革や子育て支援制度の周知、休暇の取得促進を行います。 - リフレッシュ休暇制度を設けるなど、休暇等が取得しやすい職場環境整備に努めるとともに、効果的な人的配置ができるよう、機構改革や業務の一部を外部に委託するアウトソーシング化を図ります。
25	女性職員の活躍の促進	- 女性のキャリアアップにつながるような効果的な研修機会の確保に努めるとともに、男女を問わず、働きやすい環境整備に努めていきます。 - 女性職員が増えているなか、女性職員の活躍を推進するため、性別に関係なく個々の能力を発揮できるよう働きやすい職場づくりを進めます。

主要施策２ 地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

住民アンケート調査の社会の各分野における平等意識に関する結果をみると（p14 参照）、「町内などの地域活動」では「平等である」が 35.2%、「男性の方が優遇」（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計）の割合は 32.6%となっており、意見が分かれています。

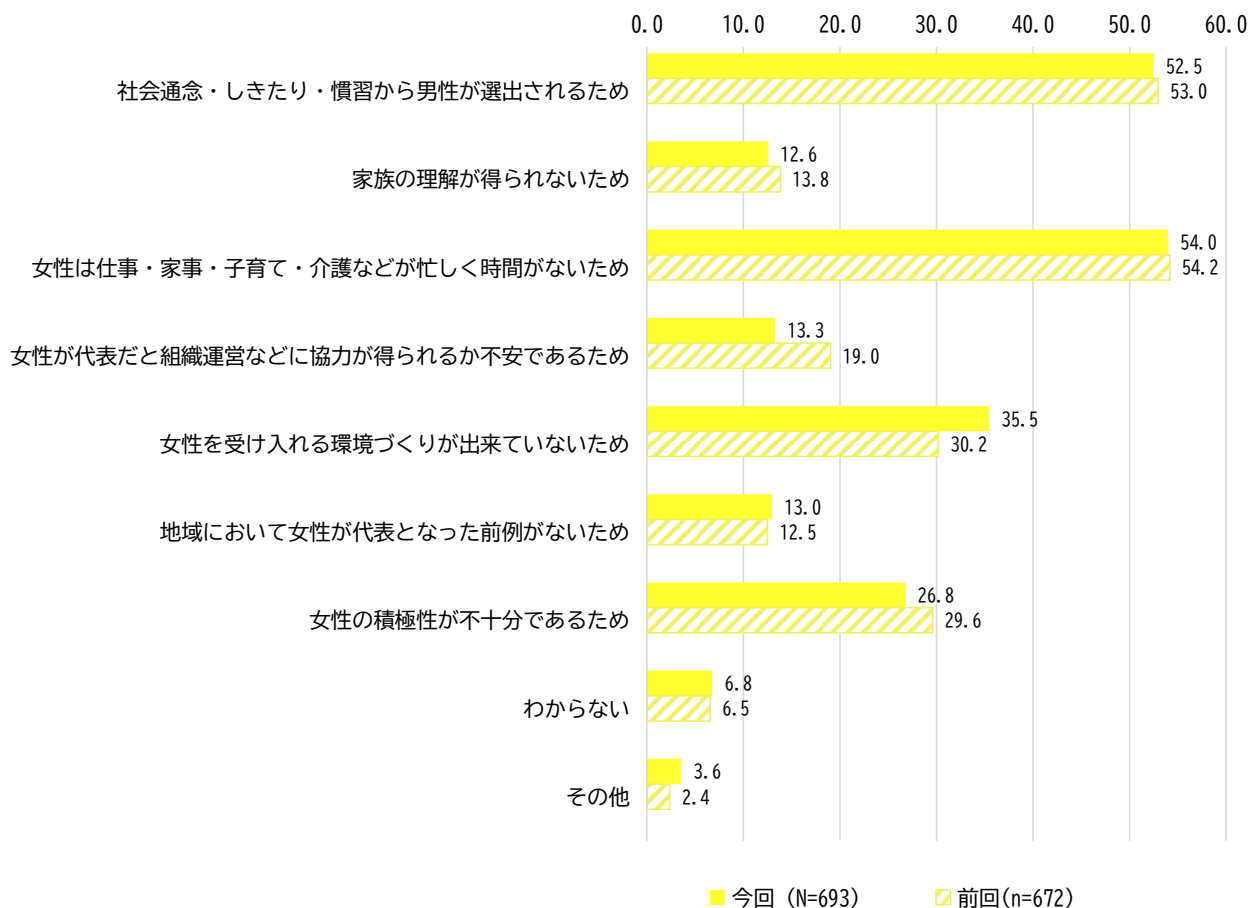
また、「地域等の団体代表に女性が少ない理由」については（下図参照）、「女性は仕事・家事・子育て・介護などが忙しく時間がないため」が最も高く（54.0%）、次いで「社会通念・しきたり・慣習から男性が選出されるため」（52.5%）、「女性を受け入れる環境づくりが出来ていないため」（35.5%）となっています。前回調査と比較したところ、大きな違いはありません。

自治会長に女性が就任している自治会数は、前期計画策定時の 6 自治会が令和 6 年は 7 自治会となっています。

地域の活動等の自主性を十分に尊重し、行政と住民が協力し協働のまちづくりを推進するうえで、女性もまちづくりの担い手として町内会や地域協議会等に積極的に参加し、女性の視点を取り入れた地域活動を展開することは重要なことです。

そのため、地域活動における女性の参画促進のための働きかけを行いつつ、地域における女性の活動促進や男女が共に担う地域活動の重要性等、男女双方の意識改革のための啓発や情報提供を行います。

■地域等の団体代表に女性が少ない理由



（１）地域活動における女性の参画拡大

No	施 策	内 容
26	自治会等地域活動への女性の参画の促進	- 自治会等地域活動における意思決定の場への女性の参画促進の啓発を行います。 - 区長会とも情報共有を行いながら、協力して取り組みを進めていきます。
27	地域活動における男女共同参画の促進	- 地域での交流や活動に男女共同参画の視点を取り入れ、より活発な活動となるよう啓発を行います。 - 町民の誰もが参加しやすい活動のあり方について啓発を行います。 - 地域活動におけるリーダー、団体・グループの育成を行います。
28	女性のネットワークづくりの推進	様々な分野で活躍する女性たちのネットワークづくりや交流会・学習会等の活動を支援します。

（２）地域防災における女性の参画拡大

No	施 策	内 容
29	防災施策への男女共同参画の視点の導入	- 男女共同参画の視点に立った地域防災の充実のため、学習機会や情報の提供を行います。 - 国・県の防災計画に準じ、地域防災計画改訂の際、男女共同参画の視点を反映した計画を策定します。
30	避難所運営における男女共同参画の視点の導入	- 避難所運営に男女双方がリーダーとして参画し、男女共同参画の視点に立った避難所運営がなされるよう体制を整えます。 - 避難所運営マニュアルを改訂する際に、男女共同参画の視点を盛り込みます。
31	職員や関係機関への研修・訓練の実施	防災・復興に従事する職員や関係機関・団体に対し、男女共同参画の視点からの防災・復興にかかる研修・訓練をできるよう努めます。
32	女性の地域防災への参加促進	防災・復興の現場における女性の参画拡大のため、学習機会や情報の提供を行います。

主要施策3 生涯にわたる健康保持の推進

【現状と課題】

男女が生き生きと心豊かで充実した人生を送るためには、生涯を通して心身共に健康であることが望まれます。このためにも、男女がそれぞれの身体の特徴を理解し、互いに配慮し合うことはとても重要なことです。特に女性は、妊娠・出産や女性特有の疾患を経験する可能性があり、女性自身が主体的に自己の健康管理ができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の意識の浸透を図ることが必要です。

また、性と妊娠・出産に関する正しい知識の習得や、自分を大切にする行動につなげるために、発達段階に応じた適切な性教育の実施及び充実を図ります。

（１）ライフステージを通じた心身の健康増進

No	施 策	内 容
33	思春期における心とからだの健康づくりの推進	・ 性感染症、避妊やエイズ予防等のための啓発活動を行います。
34	妊娠・出産期における健康支援	・ 「こども家庭センター」を中心として、産科・小児科を主とする医療機関等の関係機関と連携を図り、妊娠・出産等に関する情報提供、相談及び支援を行うとともに、産前・産後サポートや産後ケア等を実施します。 ・ 妊婦が安心して出産に臨めるよう、妊婦健康診査・妊婦歯科検診の助成や、妊娠中の健康管理のための支援を行います。 ・ 安心して出産できる環境づくりのため、産科医療機関との連携強化及び情報共有を行いながら、産後ケア等の充実を図ります。
35	成人・高齢期における健康づくりの推進と介護予防の普及啓発の推進	・ 女性を中心に広く健康づくりを支援するため、情報提供の充実を図り、疾病の予防啓発に努めます。 ・ 喫煙、飲酒等が健康に及ぼす影響についての認識の普及に努めます。 ・ 加齢や疾患によって心身の機能が徐々に衰えていくフレイルの予防や介護予防の普及啓発のための講演会や相談会等を実施します。
36	健康保持のための健康教育、健康相談等の推進	・ 健康づくりや健診・検診に関する情報を提供するとともに、健康教育や健康相談の充実を図ります。
37	相談窓口の周知	・ こころの健康に関する相談窓口の周知に努めるとともに、精神保健福祉士、保健師等が相談内容に応じ対応を行います。 ・ 相談件数が増加しているため、関係機関との連携や地域資源の開拓を行い、適切な支援体制を構築します。

No	施 策	内 容
38	生涯スポーツ活動の支援 による健康づくりの推進	・ 総合体育館と隣接する菊陽町総合交流ターミナル「さんふれあ」健康増進施設との連携を図り、主催講座を拡充します。 ・ 民間スポーツ施設との連携により、子どもをはじめとした町民向けの健康・スポーツ講座を開催します。

(2) 心身の健康に関する学習機会と情報の提供

No	施 策	内 容
39	リプロダクティブ・ヘルス／ライツという考え方の浸透	・ リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識を広く町民に浸透させるための講座や啓発を実施します。 ・ 妊娠、出産、不妊治療、避妊、中絶等リプロダクティブ・ヘルス／ライツにおける中心的課題について、女性が自分の身体を大切にし、自己決定できる力を養うことができるよう支援します。
40	子どもの発達に応じたところとからだの健康づくり	・ 発達段階に応じて性教育を推進します。 ・ 保育者や教職員の性の多様性や性的マイノリティに対する意識を高めます。 ・ 子どもの発達段階を踏まえて、妊娠・出産やH I V感染症を含む性感染症、薬物乱用、喫煙、飲酒、性に関する正しい知識を身につけ、適切な行動がとれるよう、学習機会の提供や指導に努めます。

主要施策 4 社会的に弱い立場にある人たちへの支援

【現状と課題】

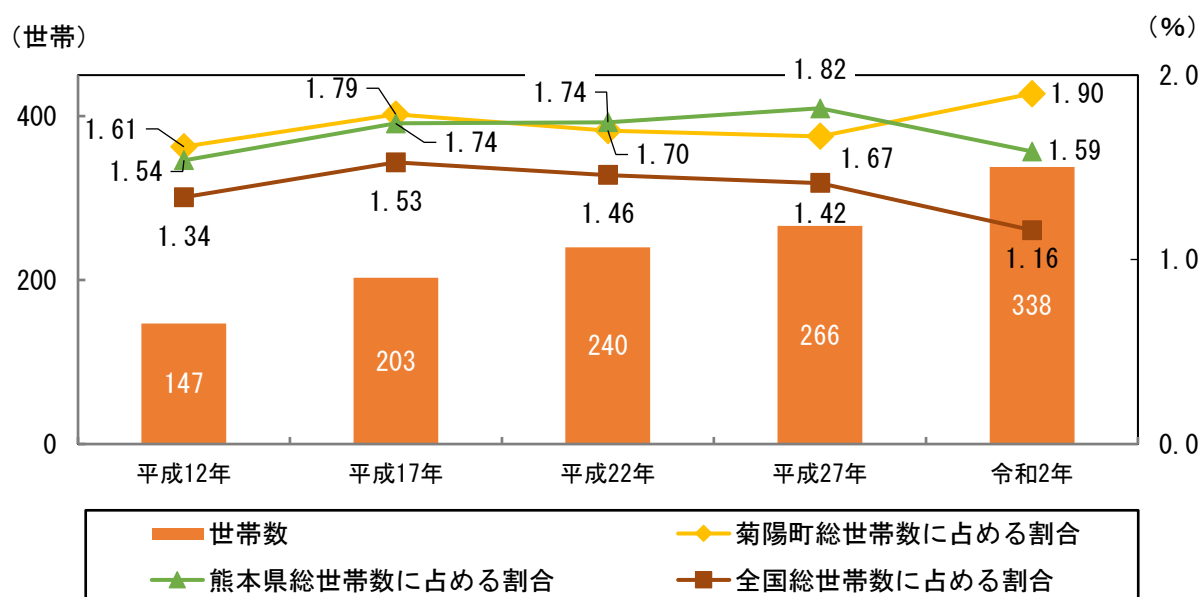
近年、離婚を理由とした、母子世帯、父子世帯、いわゆるひとり親家庭が増えています。ひとり親家庭は仕事や子育て、教育、家事等、様々な課題を抱えやすく、経済的・精神的な負担が重くなる傾向があることから、生活の安定のための支援をより一層進めていく必要があります。

本町は令和5年に、一方または、双方が性的マイノリティである二人が人生のパートナーであることを宣誓し、その宣誓をしたということを、町が証明する制度である「菊陽町パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。住民アンケート調査において「菊陽町パートナーシップ宣誓制度」を知っているかどうかを聞いたところ、「知らない」が73.4%、「聞いたことはある」が18.6%、「内容まで知っている」が2.5%となっており、認知度が低い状況にあります。

ひとり親、障がい者、高齢者、外国人、性的マイノリティであること等を理由とした社会的困難を抱えている人々が、周囲の無理解や性別による偏見等を背景にさらに複合的な困難を抱える場合があります。困難を抱えている人が適切な支援を受け、慣れ親しんだ地域で安心して暮らせるよう、地域福祉のネットワークづくりの推進や、生活困窮者に対する就労支援、ひとり親家庭に対する就労・子育て等の支援を行うとともに、それぞれが抱える課題に応える相談体制の充実が必要です。令和4（2022）年に制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」は、地方公共団体に対して困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講じる責務を規定しています

すべての人が安心して、自分らしく地域で暮らしていくことができるよう、多様性を認め合う社会に向けた啓発や、相談支援の充実等、様々な社会的環境の整備を進めていきます。

■母子世帯数の推移



(1) 高齢者や障がい者への支援

No	施 策	内 容
41	医療・介護保険サービス、障がい福祉サービスの充実	・ 重度心身障害者医療費の助成や介護者手当の支給、障がい福祉サービスの提供の充実に努めます。 ・ 介護施設の質の向上を目指して定期的な施設の指導・監査を行い、介護保険法の理解促進及び適切な運営につなげていきます。 ・ 高齢者人口は今後も増え続けるため、既存サービスの評価を行いながら、内容については、中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基盤を医療体制と一体的に整備していくなど現状に対応し、適宜変更を行っていきます。
42	就業や社会参加活動等の促進	・ シルバー人材センターの活動紹介や会員募集について、広報やホームページを活用するとともに、窓口においても紹介やつなぎを行います。 ・ 障がい者福祉分野に関しては、相談支援事業所をはじめとする関係機関と連携しながら、就労や社会参加の機会を求めている対象者のニーズを把握するとともに、適切な支援に努めます。
43	地域の支えあいの仕組みづくりの促進	・ 民生委員・児童委員の活動や、ファミリー・サポート・センター等の有償ボランティアについて広報等で周知を行います。 ・ 生活支援コーディネーターの働きとして、地域での拠り所となるような通いの場の創出、コミュニケーション力を高める顔の見える関係性づくり等の活動を活性化させます。

(2) ひとり親家庭への支援

No	施 策	内 容
44	ひとり親家庭の自立・就労支援	・ 関係機関と連携して支援対象となるひとり親家庭等を把握し、支援を行います。 ・ ひとり親家庭の支援団体と連携し、各種支援制度の周知活動を行います。
45	生活困窮世帯の自立支援	・ 関係機関と連携しながら、各ケースに対応し、またハローワークとの就業支援やグリーンコープとの家計改善支援等の取り組みを継続して実施します。 ・ 重層的支援体制整備事業における支援会議を活用するなど支援体制を強化します。

(3) 多文化共生の推進

No	施 策	内 容
46	在住外国人が安心して暮らせる環境づくり	- 外国人や外国人の親を持つ子どもが抱える雇用・就業、就学等に関する相談や情報提供を行います。 - 学務課と学校が引き続き連携し、日本語指導が必要な児童への継続的な支援を行います。 - 教師への研修機会を提供し、指導力の向上に努めます。 - 在住外国人の不安や悩みを解消するため、暮らしに関する情報をやさしい日本語や多言語で提供するとともに各種相談に適切に対応します。
47	多文化理解と交流の推進	- 在住外国人との交流や様々な文化を体験する機会を提供し、多文化への理解と認識を深めることを推進します。 - 幼児期から多様性を尊重し合い、多文化共生の意識を醸成するための取り組みを推進します。

(4) 多様な性への理解促進と支援

No	施 策	内 容
48	多様な性に関する理解の促進	性的指向、性自認等の多様な性に対する理解を深めるための啓発を行います。
49	パートナーシップ宣誓制度の普及	- 菊陽町パートナーシップ宣誓制度の普及啓発を図り、制度を利用したいと考えている人の利用につなげます。また、対応できる事務の拡大を検討します。 - パートナーシップ宣誓制度を実施している自治体間において連携を図り、制度の運用を行います。

(5) 様々な困難を抱える人への支援

No	施 策	内 容
50	困難を抱える女性への支援	- 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活、または社会生活を円滑に営むうえで困難な問題を抱える女性に対し、様々な困難の解決に向けた支援や困難の解消に向けたサポートを行います。 - 女性相談支援員の配置に努め、支援人材の育成・資質向上を図ります。 - 関係機関との連携のもと、生理の貧困⁶等女性特有の困難に対する支援を行います。

⁶ 生理の貧困とは、経済的な理由、家族の問題等で生理用品を購入できない女性たちの状態のことです。女性への健康支援という観点で、新たに課題となっています。

基本目標3 男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり

主要施策 1 暴力防止対策の推進

【現状と課題】

住民アンケート調査におけるセクシュアル・ハラスメントの経験の有無に関する結果をみると（下図参照）、「受けた」の割合は、「職場」では0.2%、「学校」では6.6%、「地域活動」では3.9%となっています。「職場」では「わからない」の回答が、他の選択肢より非常に大きくなっています。

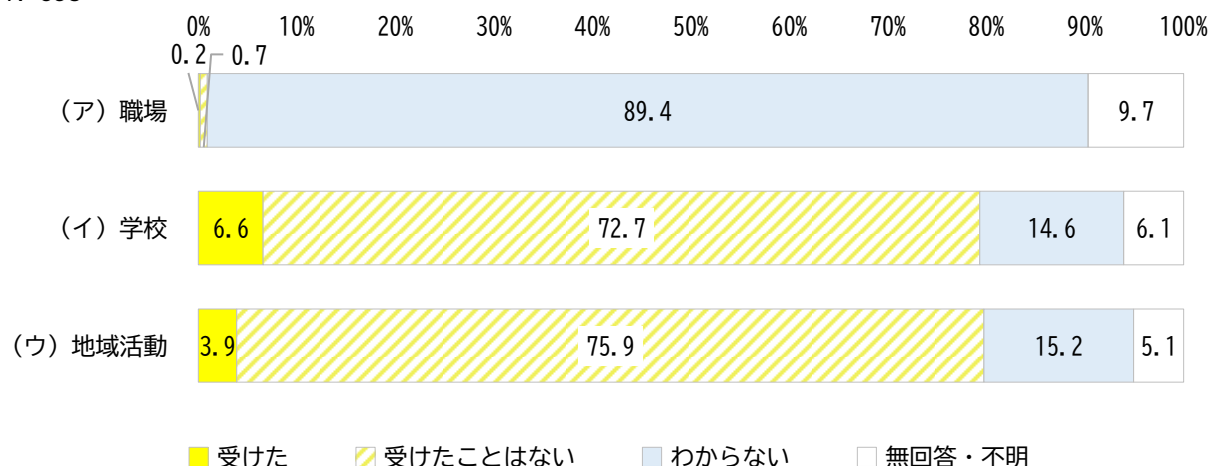
様々なドメスティック・バイオレンス（DV）を受けた経験に関する結果をみると（p48 参照）、『受けた』（「何度もされた」「1、2度された」の合計）ものをみていくと、身体的暴力については、「命の危機を感じるくらいの暴行を受けた」が1.4%、「医師の治療が必要となる程度の暴力を受けた」が1.6%となっています。性的暴力については、「いやがっているのに性的な行為を強要された」が約6.2%、精神的暴力については、「何を言っても無視され続けた」が10.1%、「大声でどなられたり、暴言を吐かれた」が19.1%、経済的暴力については、「生活費を渡さないなど、経済的に押さえつけられた」が4.4%、社会的暴力については、「交友関係や電話（携帯電話）を細かく監視された」が4.4%、「社会的な活動や就職などを制限された」が3.7%となっています。

パートナーからの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画を推進していくうえで克服すべき重要な課題となっています。そのため、その根絶に向けて、人権教育を中心とした、暴力を容認しない意識啓発を進めていくことが必要となります。

DV、セクハラ、マタハラ、ストーカー行為等の主に女性に対する暴力を予防し、根絶するために、あらゆる機会を通して、研修や広報・啓発活動を実施します。学校においては、子どもたちをDVの被害者にも加害者にもさせないよう、デートDV防止のための学習が進むよう支援を図ります。

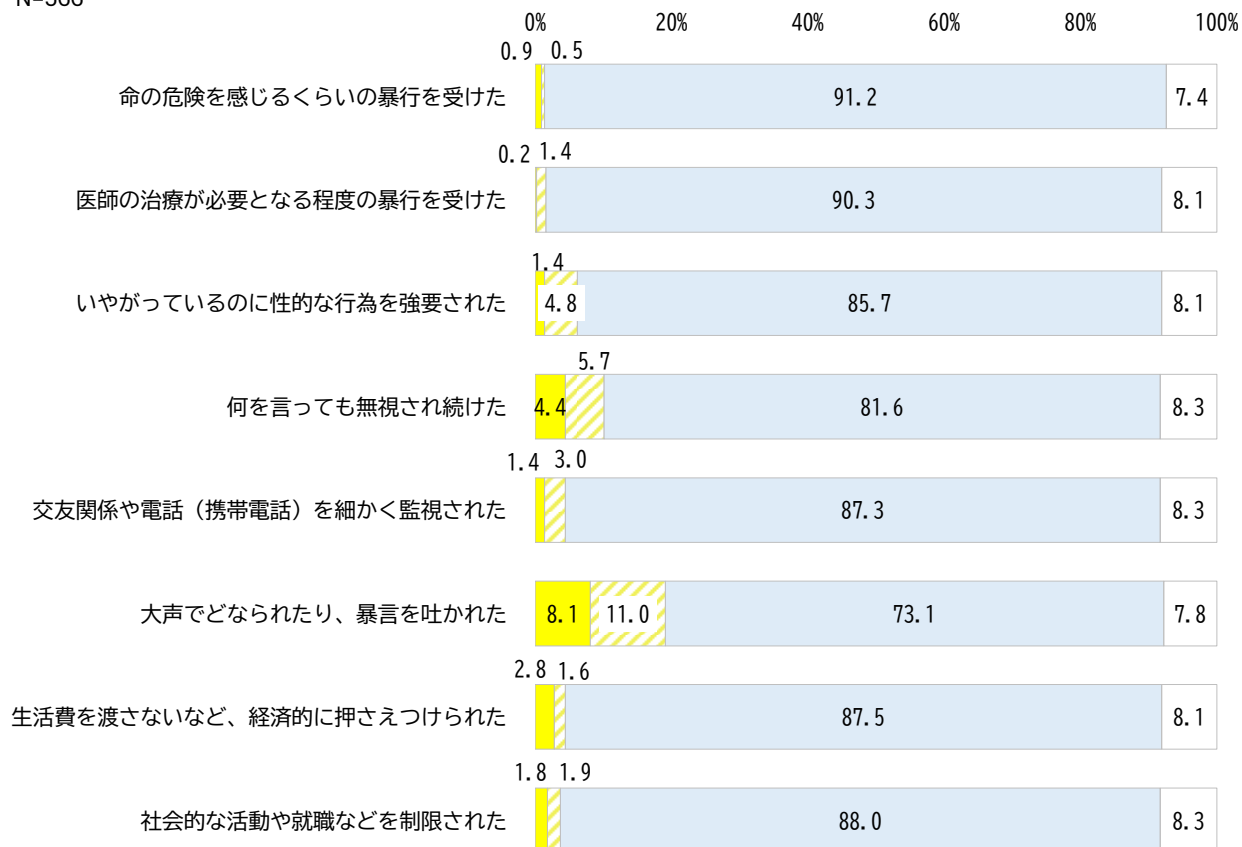
■職場・学校・地域活動の場面において、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）を受けた経験

N=693



■ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けた経験

N=566



■ 何度もされた ■ 1、2度された ■ されていない □ 無回答・不明

(1) 性犯罪・性暴力等への対策の推進

No	施 策	内 容
51	意識啓発の推進	暴力が起こる背景や問題性等の認識を深める講座等を実施するほか、多様な広報媒体を通じて啓発に努めます。
52	性犯罪・性暴力の防止	- 子どもが性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者のいずれにもならないよう、発達段階に応じた教育を実施します。 - 登下校時等、子どもが被害となる性的な犯罪を防止するため、地域や関係機関と連携し、通学路の安全・安心の確保に努めます。
53	DVに関する正しい知識の普及啓発	DV防止法の一部を改正する法律について関係者の認識を深めるとともに、各種媒体を活用しながら周知・啓発を行い、DVに関する知識の普及啓発や相談窓口等の周知を行います。
54	DVやデートDV防止対策の推進	家庭や学校、地域において、DVやデートDVの被害者・加害者にならないよう、DVやデートDVの防止等に関する講演会、研修会を実施します。
55	男女共同参画の視点からのメディア・リテラシーの育成	- 男女共同参画の視点からのメディア・リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力）を高める学習機会を提供します。 - 学校等において、インターネットをはじめ様々なメディアにおける固定的な性別役割分担意識に基づく表現や、性・暴力表現等女性の人権を侵害する情報に対して、適切に対応できるメディア・リテラシーを育みます。 - インターネット等メディアの利用による性被害等の被害者にも加害者にもならないよう、学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力を身につけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力を育みます。

(2) 各種ハラスメント防止に向けた取り組みの推進

No	施 策	内 容
56	ハラスメントの防止に向けた広報啓発の推進	・ セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の各種ハラスメントの防止に関する支援制度等の情報提供を行います。 ・ 各種ハラスメントの防止に向け、事業所や地域等への情報提供、啓発を行います。
57	職場におけるハラスメント防止（p33 の再掲）	・ セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止のための啓発を行います。 ・ 熊本県の相談窓口（熊本県女性相談センター、総合労働相談コーナー）の周知を図ります。
58	職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止(p33 の再掲)	・ 育児休業等を理由とする不利益な取り扱いをなくするため、事業所におけるハラスメント防止対策の推進について啓発を行います。

(3) 虐待の防止に向けた取り組みの推進

No	施 策	内 容
59	児童虐待の防止	・ 児童虐待防止に関する啓発を進めます。 ・ 要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議を開催し、関係機関に対し虐待防止に関する啓発活動を行います。 ・ 民生委員・児童委員を対象に、児童虐待防止に関する研修会を行います。 ・ 児童虐待の背景には複合的な課題があることも多いことから、こども家庭センターや学校等と連携し、情報共有等を行いながら総合的な児童虐待防止対策を実施します。
60	高齢者虐待の防止	・ 高齢者虐待に対する認識を深めるための研修等の実施や情報提供を行います。 ・ 家族介護者の介護ストレスの軽減のための取り組みを行います。
61	障がい者虐待の防止	・ 相談支援事業所をはじめとする関係機関と連携するとともに、ここの相談事業を通じて障がい者虐待の防止に努めます。

主要施策２ 被害者支援の体制の充実

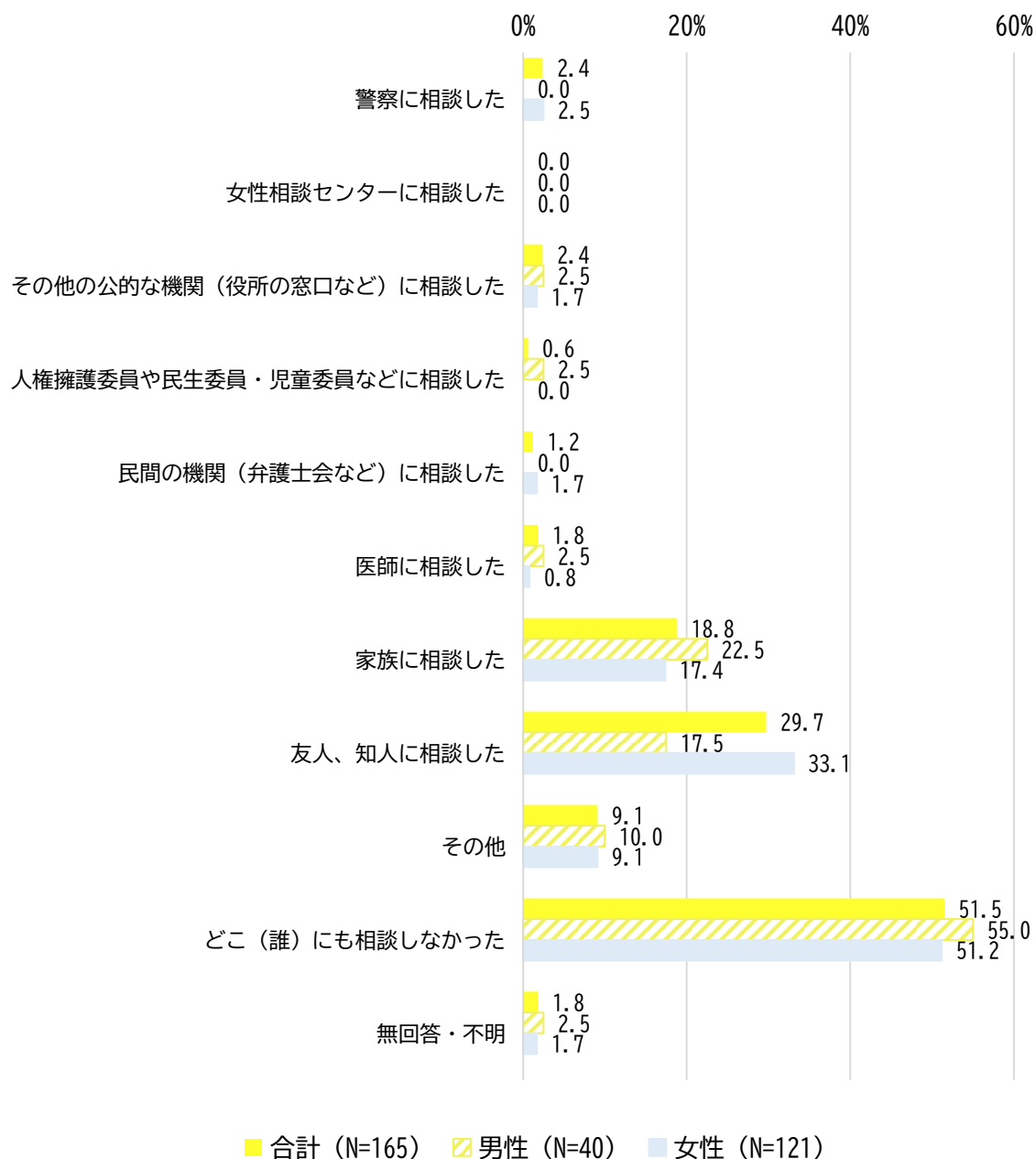
【現状と課題】

住民アンケート調査における、セクシュアル・ハラスメントを受けた際の相談先の結果をみると（下図参照）、「どこ（誰）にも相談しなかった」の割合が、男性が 55.0%、女性が 51.2%と最も高い割合となっており、男女共に相談しづらい現状が伺えます。

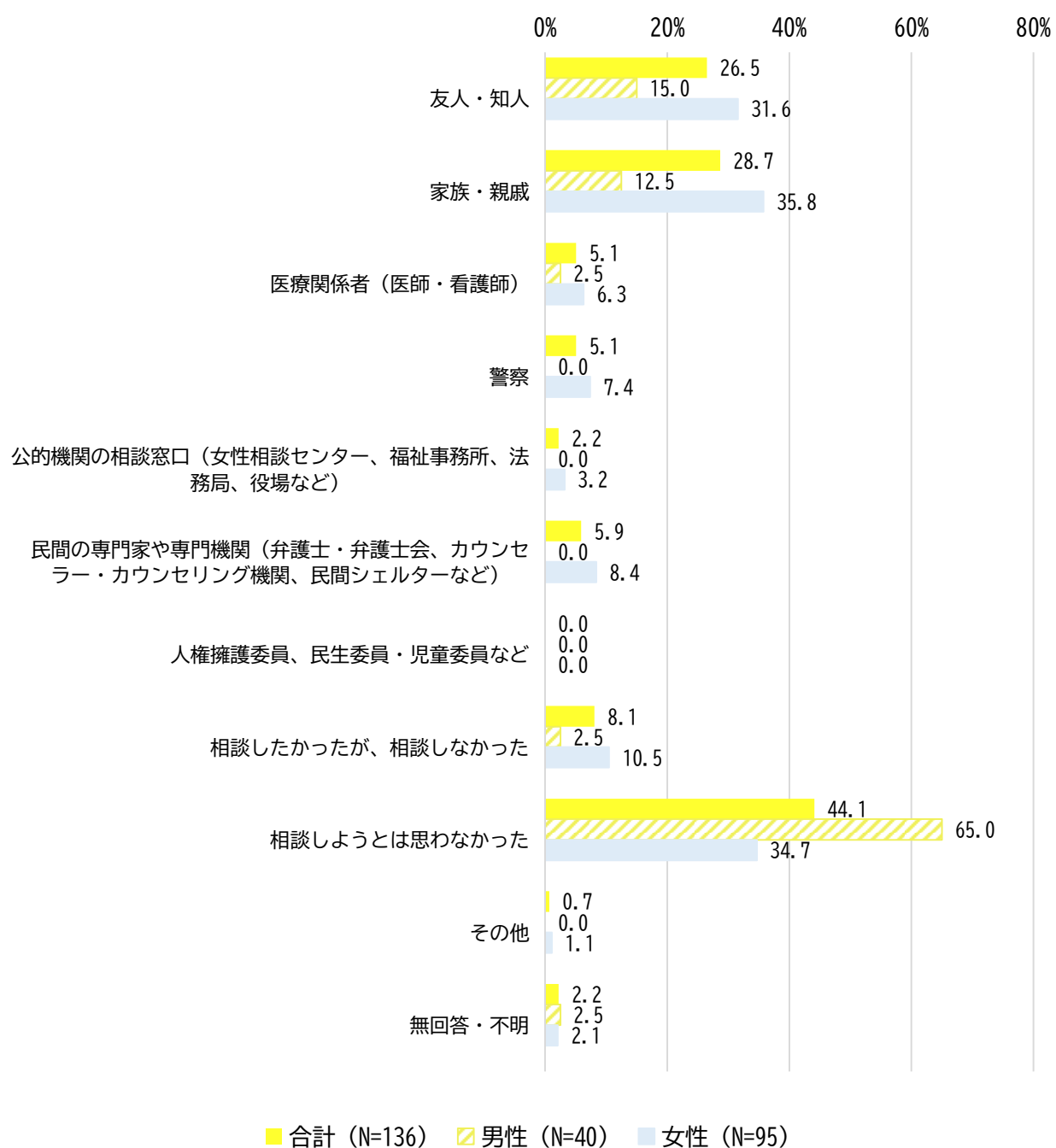
また、ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けた際の相談先について、「相談しようとは思わなかった」が、男性では 65.0%、女性では 34.7%となっています。

暴力を受けた被害者は相談することに抵抗を感じる場合が多く、問題が潜在化する傾向にあるため、相談制度や窓口の広報周知に努めるとともに、DV防止法の改正内容について関係者の認識を深め、相談機能の充実を図り、関係機関と連携し、迅速な保護及び支援に取り組みます。

■セクシュアル・ハラスメントを受けた際の相談先



■ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けた際の相談先



(1) 相談体制の充実

No	施 策	内 容
62	DV被害、性的被害に関する相談体制の充実	- 被害者の尊厳が守られ、被害者が安心して相談できるよう、町内外関係者・関係機関と連携した対応を行います。 - DV、セクシュアル・ハラスメント等男女共同参画に関する苦情・相談等が行いやすい窓口の体制づくりを行います。
63	熊本県の相談窓口の周知	熊本県の相談窓口（熊本県女性相談センター、熊本県女性総合相談室、性暴力被害者のためのサポートセンター）等の周知を図ります。

(2) 被害者支援の体制の充実

No	施 策	内 容
64	関係課と連携した総合的な支援	- 被害者の自立に必要な行政サービスにつなげることができるよう、被害者の置かれた状況や心理的ケアを考慮しながら、適切な情報提供や庁内の関係課と連携した総合的な支援を行います。 - 国・県の各部署、近隣市町村や関係団体等と連携して被害者保護、被害者の自立支援に取り組みます。
65	被害者保護体制の構築	- 緊急時における一時保護体制の充実に努めます。 - 相談者の個人情報保護及び支援者間の情報共有を徹底し、相談機関による二次被害を防止します。
66	被害者の早期発見及び適切な対応の確保	潜在化しやすい被害者の早期発見と支援のため、DV等の各種暴力被害者や発見者が迅速に相談できるよう、広報を通じ相談窓口の周知を図ります。
67	自立支援の強化	- 福祉制度の活用等、生活支援から自立へつながるような体制を強化します。 - 経済的な自立に向けた就労支援を充実します。 - 安定した生活が維持できるよう、子どものこころのケアを含めた被害者の家庭生活への継続した支援や情報提供に努めます。
68	DV加害者の更生支援	DV加害者に対する気づきを促すための啓発や、各種相談窓口の情報提供を行います。

基本目標4 対等なパートナーと認め合い、実践できる社会づくり

主要施策 1 男女共同参画社会を目指す啓発活動の推進

【現状と課題】

住民アンケート調査における、社会の各分野での男女間の平等意識の結果をみると（p14 参照）、「平等である」という回答の割合が最も高かったのは「学校教育の場」であり、47.2%になっています。「政治の場」「社会通念・習慣・しきたり」においては、「男性優遇」（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計）の割合が高くなっています。「社会全体」の項目をみると、「男性優遇」の割合が約 65.5%となっています。

また、男女の地位が平等になるために重要だと思うことを聞いたところ（p22 参照）、男女共に「男性も女性も、パートナーとして理解し、協力すること」、「男女を差別している古い習慣やしきたりをなくすこと」の割合が高くなっています。

男女共同参画の理念は徐々に浸透しており、「男は仕事、女は家庭」という性別で役割を固定する意識、いわゆる固定的な性別役割分担意識も解消に向かっています。しかし、男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識や性別に基づくアンコンシャス・バイアスが家庭や地域、職場等のあらゆる場で解消され、自らの意思で多様な生き方を選択できるようになることが重要です。また、男女共同参画の必要性を町民一人ひとりが正しく認識し、自らの行動につなげていくことが必要となります。

あらゆる世代の人々が男女共同参画への興味や関心を高めたり、固定的な性別役割分担意識や性別に基づくアンコンシャス・バイアスに気づき、それを解消したりすることができるよう、広報・啓発活動の充実や学習機会の提供等を進めていきます。

(1) 男女共同参画意識の浸透

No	施 策	内 容
69	固定的な性別役割分担意識の解消	- どのような社会の制度や慣行が男女共同参画社会の実現を妨げているのかに気づき、男女双方の立場・視点から見直していけるよう啓発を進めます。 - 男性自身が固定的な性別役割分担意識のなかで生きづらさを感じることなく、自分らしい充実した生活を送ることができるよう、理想の働き方や生き方について見つめ直すための意識啓発を行います。
70	男女共同参画に取り組む団体の育成と支援	男女共同参画社会づくりを目指す「菊陽町男女共同参画さんさんの会」と連携して、男女共同参画推進の支援を行い、様々な分野からの男女共同参画に関する意識の啓発を進めます。
71	町の情報発信の取り組み	- 町民の男女共同参画への関心と理解を深めるために、広報紙、ホームページ、イベント等による広報・啓発活動を行います。 - 町が作成する広報・発行物・ポスター・チラシ等は、男女共同参画の視点から、広報紙の発行の留意点等に基づき適正な表現を行います。 - 男女共同参画に限らず、ジェンダー等多様性についても情報発信していきます。
72	男性にとっての男女共同参画の意義についての理解促進	- 男性が家庭生活や地域活動により一層参画しやすくなるよう、事業所や地域を対象に、男女共同参画の意義についての理解を促進します。 - 男性が家事、育児、介護等、生活者としての能力を身につけるための各種講座を開催します。 - 事業所に対して、男性が家庭や地域活動、市民活動へ参画できるよう、男性中心の働き方等を前提とした労働慣行の見直しやワーク・ライフ・バランスについての啓発や情報提供を推進します。

主要施策２ 男女共同参画の視点に立った教育の推進

【現状と課題】

次代を担う子どもたちが、男女間の平等について正しく理解することは、男女共同参画社会の実現につながります。また、進路選択の際に性別にとらわれず、多様な選択ができることは、誰もがあらゆる分野に主体的に参画していくためにも重要です。

性別による固定的な役割分担意識の解消や男女間の平等に関する意識の形成には、子どもをはじめとする様々な世代で意識を変えていくことが重要です。性別にとらわれず、それぞれが持つ個性と能力を十分に発揮し、自分らしく多様な生き方を選択できるよう、男女共同参画や多様性（ダイバシティ）等、学習機会の充実を図る必要があります。

学校等の教育の場においては、個性を認め、男女が互いに思いやることができるよう発達段階に応じた男女平等を推進する教育を実践します。また、子どもの生きる力や、進路を主体的に選択し決定できる力を伸ばすとともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれない進路指導が行われるようキャリア教育を推進します。

このほか、家庭・学校や事業所・地域や団体等と連携をとりながら、男女共同参画の意識づくりのための教育、学習を支援します。

(1) 男女共同参画の視点に立った教育の充実

No	施 策	内 容
73	多様な選択を可能にする教育・学習の推進	- 基本的人権の尊重や男女共同参画の意義等に関する授業に積極的に取り組むために、各学校への情報提供等を行い、基本的人権の尊重・キャリア教育等の学習を計画的に取り組めるよう環境を整えます。 - すべての児童が、男女平等意識を育成するとともに「性の多様性」について理解することができるよう環境を整えます。
74	キャリア教育の推進	- 男女平等の視点から、多様な進路選択が可能であることへの意識を高める進路指導やキャリア教育に努めます。 - 多様な進路選択に向けた系統的な学習計画を作成し、実施していきます。
75	学校、保育所・幼稚園等における男女共同参画に係る教育の推進	- 性別にとらわれず、子どもが持つ個性を尊重した教育・保育に取り組めます - スクール・セクシュアル・ハラスメント防止に向けた子どもに対する教育・相談体制の充実を図ります
76	健全育成のためのネットワークづくり	青少年の健全な育成に向けて、学校と地域のネットワークを形成し、地域活動への参加等を通じた交流や、地域の人材を活用した地域学校協働活動を進めていきます。
77	男女共同参画の視点からのメディア・リテラシーの育成（再掲）	- 男女共同参画の視点からのメディア・リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力）を高める学習機会を提供します。 - 学校等において、インターネットをはじめ様々なメディアにおける固定的な性別役割分担意識に基づく表現や、性・暴力表現等女性の人権を侵害する情報に対して、適切に対応できるメディア・リテラシーを育みます。 - インターネット等メディアの利用による性被害等の被害者にも加害者にもならないよう、学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力を身につけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力を育みます。
78	DVやデートDV防止対策の推進（再掲）	家庭や学校、地域において、DVやデートDVの被害者・加害者にならないよう、DVやデートDVの防止等に関する講演会、研修会を実施します。

（２）生涯にわたる男女共同参画学習の推進

No	施 策	内 容
79	社会教育・生涯学習に関する情報提供と学習機会の提供	地域における社会教育・生涯学習の場において、男女共同参画社会の実現に向けた出前講座や研修会を実施します。また、これに関する自主講座の実施に対する支援を進めていきます。
80	関連施設の活用	中央公民館、図書館、各町民センター等の管理・運営にあたり、性別にとらわれず、男女が共に参加できる学習の場を提供します。
81	学習プログラムの充実	- 講座案内やホームページを通じ、女性が積極的に社会に参加することにつながる学習情報の提供を行います。 - 年齢・性別に関係なく参加できるような講座を企画し、講座案内を各世帯に配布し、ホームページ等で情報提供を行います。 - 外国人の転入が増加しているため、日本語だけでなく英文・中文等も工夫して情報を提供していきます。

計画を進捗管理する指標

基本目標１ 男女が共に能力を発揮できる社会づくり

指標内容	参照データ	現状値 (調査年度)	目標値 (達成年度)
性別に関係なく個性と能力を発揮できる社会 になっていることに同意する人の割合	アンケート	23.2% (令和6年度)	30.0% (令和11年度)
職場において「平等である」と思っている人 の割合	アンケート	36.8% (令和6年度)	50.0% (令和11年度)

基本目標２ 男女が共に参加できるまちづくり

指標内容	参照データ	現状値 (調査年度)	目標値 (達成年度)
女性管理職の割合	町資料	10.3% (令和6年度)	30.0% (令和11年度)
町の男性職員の育児休業取得割合	菊陽町特定事業主 行動計画	12.5% (令和4年度)	20.0% (令和7年度)
審議会等への女性の登用割合	町資料	29.8% (令和6年度)	40.0% (令和11年度)
自治会長に女性が就任している自治会の割合	町資料	7人 (令和6年度)	14人 (令和11年度)
町内などの地域活動において「平等になって いる」と感じている人の割合	アンケート	35.2% (令和6年度)	40.0% (令和11年度)
子宮頸がん検診受診率	地域保健・健康増進 事業報告	25.3% (令和3年度)	50.0% (令和8年度)
乳がん検診受診率	地域保健・健康増進 事業報告	30.0% (令和3年度)	50.0% (令和8年度)
「菊陽町パートナーシップ宣誓制度」を知ら ない人の割合	アンケート	73.4% (令和6年度)	50.0% (令和11年度)

基本目標３ 男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり

指標内容	参照データ	現状値 (調査年度)	目標値 (達成年度)
「セクハラ」を受けた人の割合	アンケート	23.7% (令和6年度)	15.0% (令和11年度)
配偶者等や恋人から暴力を受けたことがある 人のうち、被害を相談しなかった人の割合	アンケート	52.2% (令和6年度)	30.0% (令和11年度)

基本目標4 対等なパートナーと認め合い、実践できる社会づくり

指標内容	参照データ	現状値 (調査年度)	目標値 (達成年度)
「固定的な役割分担意識」に同意しない割合	アンケート	74.0% (令和6年度)	80.0% (令和11年度)
社会通念・慣習・しきたり等において「平等である」と思っている人の割合	アンケート	11.4% (令和6年度)	23.0% (令和11年度)
学校教育の場において「平等である」と思っている人の割合	アンケート	47.2% (令和6年度)	60.0% (令和11年度)

第5章 計画の推進体制

1 庁内推進体制

菊陽町男女共同参画計画の推進にあたっては、人権教育・啓発課を中心に、全庁的な体制で関連施策を展開していきます。その進捗状況については、町内の関係各課により構成される「菊陽町男女共同参画庁内推進会議」において取りまとめ、広く町民・企業・関係団体に向けて情報提供を行います。

2 町民・企業・地域団体等との連携、協働

男女共同参画社会の実現に向けては、町民一人ひとりが意識を持って言動を心がけることが不可欠です。町民が男女共同参画において自発的な行動をとれるよう、広報・周知を行います。

町民・企業・各種団体からの意見・要望を反映させるため、町内の学識経験者や関係団体、住民代表によって構成される「菊陽町男女共同参画審議会」において関連する問題や課題等を協議し、様々な取り組みに対する内容や方向性の見直しを行います。

「さんさんの会」と行政の連携を基軸として、町民と協働しながら、より実態に即した本町における男女共同参画社会の実現を目指していきます。

3 国・県・近隣自治体等との連携

男女共同参画に関する施策は広範囲にわたり、町単独での実施が難しい施策もあるため、国や県との連携・協力を図ります。さらに、近隣市町等関係機関と情報交換を図りながら、本計画を推進していきます。

資料編

1 男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第七十八号
改正 平成十一年七月十六日法律 第百二号
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんが

み、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の

救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議

会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号）
抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定
公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）
抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年四月十三日法律第三十一号

改正 令和元年六月二十六日法律第四十六号

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合

にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画

(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制

度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
(婦人保護施設における保護)
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)
- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴

力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道府県警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この

章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシ

ミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的差しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的差恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から

起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援

助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた

日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその

職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
- （国の負担及び補助）
- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
-----	-----	---

第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号）

抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規

定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定
公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条
の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年九月四日法律第六十四号
改正 令和元年六月五日法律第二十四号

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家

族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったと

きは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等 (一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に

関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に

従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、

雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女

性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資す

るため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り

得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要

の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号） 抄
（施行期日）

- 第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日
 - 二 略
 - 三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日
（政令への委任）
- 第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第五百九条の規定 公布の日

4 菊陽町男女共同参画推進条例

平成 28 年 3 月 22 日

条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある、又はあった者に対して、身体的、精神的等の苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、性別により差別的取扱い(明確な意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。)を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること及びその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が社会のあらゆる活動を選択する際に、性別による固定的な役割分担に基づく社会制度又は慣行の影響を受けないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、町、地域、及び事業者における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護その他の家庭生活について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女が対等な関係の下に、互いの性について理解を深めることにより、妊娠、出産等に関して互いの意思が尊重さ

れ、かつ、生涯にわたって心身ともに健康な生活が営まれるよう配慮されること。

- (6) 男女共同参画社会の形成の促進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的な協調の下に行われること。

(町の責務)

第 4 条 町は、前条の基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 町は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するに当たり、町民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

(町民の責務)

第 5 条 町民は、社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努めるとともに、町が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、町が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

第 7 条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の人権を侵害する行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第 8 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度な性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

(教育における男女共同参画の推進)

第 9 条 社会のあらゆる分野の教育に携わる者は、その教育の場において、基本理念にのっとり男女共同参画の推進に努めるとともに、児童、生徒等の発達段階に配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進 (男女共同参画計画の策定等)

第10条 町長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるものとする。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、町民の意見を反映させるための措置を講ずるとともに、第17条に規定する菊陽町男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

4 町長は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(推進体制の整備等)

第11条 町は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制を整備するとともに、町民及び事業者の活動を支援するための推進拠点を整備するほか、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第12条 町は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定において必要な調査及び研究を行うものとする。

(広報啓発)

第13条 町は、町民及び事業者に対して、男女共同参画の推進に関する理解を深めるために必要な広報及び啓発活動を行うものとする。

(積極的改善措置)

第14条 町は、附属機関等を設置するに当たり、その構成員に男女の偏りが無いよう配慮しなければならない。

(町民及び事業者の活動への支援)

第15条 町は、男女共同参画の推進に関する活動を行う町民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(苦情及び相談の処理)

第16条 町民又は事業者は、町が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情又は相談があるときは、町長に申し出ることができる。

2 町長は、前項に規定する苦情又は相談の申出に関し、迅速かつ適切に処理するための体制を整備するとともに、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 菊陽町男女共同参画審議会

第17条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査し、審議するため、菊陽町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、審議する。

(1) 第10条に規定する男女共同参画計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項

3 審議会は、男女共同参画の推進に係る事項について、町長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 委員は、男女共同参画の推進に関し、識見を有する者その他適当と認める者のうちから町長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

5 菊陽町男女共同参画審議会名簿

	氏 名 (敬称略)	所属団体等
1	ウエダ リョウコ 上田 良子	菊陽町PTA連絡協議会
2	オオエ マサアキ 大江 正昭	熊本学園大学元教授
3	クマガイ カズノブ 熊谷 和信	保護司
4	クマベ イサオ 隈部 勲	菊陽町区長会
5	サカイ メグミ 酒井 恵	地域女性の会
6	ニシモト ケンジ 西本 憲二	公募委員
7	ニワタ タカオ 庭田 孝男	菊陽町男女共同参画さんさんの会
8	フダ リエ 布田 理恵	菊陽町商工会女性部
9	ムラカミ ミドリ 村上 緑	菊陽町更生保護女性会
10	ムラモト ノブユキ 村本 信幸	菊陽町人権擁護委員
11	ヤマサキ ハナコ 山崎 華子	菊陽町教育委員
12	ヤマダ ヒロコ 山田 裕子	JA 菊池女性部菊陽支部

第3期菊陽町男女共同参画計画

発行年月 : 令和7年3月

発 行 : 菊陽町

編 集 : 菊陽町人権教育・啓発課

〒869-1192

熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地

電話 : 096-232-2113

ファックス : 096-232-4923
